



資料編

目次	ページ
1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約	88
2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定	90
3 厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置（抄）	99
4 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律	101
5 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（抄）	102
6 施設等所在市町村調整交付金交付要綱	104
7 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）	105
8 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（抄）	109
9 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（抄）	114
10 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（抄）	118
11 安全保障に関する日米間の協議の場	121
12 日米合同委員会組織図	122
13 自衛隊移駐に伴う防衛施設局長との締結文（覚書）	123
14 覚書（平成29年7月7日見直し）	124
15 確認書（昭和46年6月）	126
16 確認書（平成20年8月）	127
17 「昭和49年 基地跡地利用対策委員会」答申書	128
18 「昭和53年 座間市基地返還促進委員会」答申書	129
19 「昭和57年 座間市基地返還促進委員会」答申書	130
20 「平成22年 座間市基地返還促進委員会」答申書	131
21 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律	133
22 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律施行令	134
23 「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」	135
24 返還財産の処分条件について	136
25 大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて	139
26 返還予定財産の処分方針の策定について	141
27 基地関係連絡協議会一覧表	143

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

(日米安全保障条約・安保条約)

昭和 35 年 1 月 19 日 ワシントンで署名

昭和 35 年 6 月 19 日 国会承認

昭和 35 年 6 月 23 日 批准書交換、効力発生

昭和 35 年 6 月 23 日 条約第 6 号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及び関係文書をここに公布する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

日本国及びアメリカ合衆国は、

両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際的平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よって、次のとおり協定する。

(平和の維持のための努力)

第 1 条 締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際的平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武器の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際的平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

(経済的協力の促進)

第 2 条 締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

(自衛力の維持発展)

第 3 条 締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

(臨時協議)

第 4 条 締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際的平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

(共同防衛)

第 5 条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第 51 条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際的平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

(基地の許与)

第 6 条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際的平和及び安全の維持の寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952 年 2 月 28 日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

(国連憲章との関係)

第7条 この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

(批准)

第8条 この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

(旧条約の失効)

第9条 1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の際に効力を失う。

(条約の終了)

第10条 この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意志を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後1年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。
1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために
岸 信 介
藤 山 愛 一 郎
石 井 光 次 郎
足 立 正
朝 海 浩 一 郎

アメリカ合衆国のために
クリスチャン・A・ハーター
ダグラス・マックアーサー二世
J・グレイアム・パースンズ

2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

(昭和35年6月23日・条約第7号)
昭和35年6月23日(昭35外告50)効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第1条(用語の定義)

この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの(通常日本国に居住する者及び第14条1に掲げる者を除く。)をいう。この協定のみの適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。
 - (1) 配偶者及び21才未満の子
 - (2) 父、母及び21才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第2条(施設・区域の提供と返還)

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
(b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第3条(施設・区域に関する合衆国の権利)

- 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。
- 2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によっては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。
- 3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

第4条(施設・区域の返還のさいの無補償)

- 1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。
- 2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。
- 3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第5条（公の船舶・航空機の出入国、施設・区域への出入権）

- 1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に出入することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならず、その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。
- 2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのもの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのもの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。
- 3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もっとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

第6条（航空・通信体系の協調）

- 1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によって定める。
- 2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない。かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第7条（公共役務の利用優先権）

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

第8条（気象業務の提供）

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

- (a) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む。）
- (b) 気象資料（気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。）
- (c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務
- (d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

第9条（軍隊構成員等の出入国）

- 1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。
- 2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。
- 3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たって、次の文書を携帯しなければならない。
 - (a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書
 - (b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。
- 4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たって又は日本国にある間その身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。
- 5 1の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者がそのような入国の資格を有しなくなった場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によって要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。
- 6 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国の領域からの送出国を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出国につき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したもの及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

第10条（運転免許・車輛）

- 1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
- 2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。

- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第11条 (関税)

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。
- 2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第15条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあっては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。
 - (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回品
 - (b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品
 - (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの
- 4 2及び3で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び内国消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴収したその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。
- 5 税関検査は、次のものの場合には行なわないものとする。
 - (a) 命令により日本国に入学し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊
 - (b) 公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線にある公用郵便物
 - (c) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物
- 6 関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 7 2及び3の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。
- 8 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、この条の規定に従って合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。
- 9
 - (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。
 - (b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によって又はこれに代わって行なわれる差押えを受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
 - (c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
 - (d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押えたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

第12条 (調達)

- 1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に関して制限を受けずに契約することができる。そのような需品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができる。
- 2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。
- 3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。
 - (a) 物品税
 - (b) 通行税
 - (c) 揮発油税
 - (d) 電気ガス税

最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によって調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。

- 4 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第 15 条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。
- 5 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。
- 6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第 15 条に定める機関により労働者が解職され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終的のものとなった場合には、次の手続が適用される。
 - (a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。
 - (b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後 7 日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならないが、暫定的にその労働者を就労させないことができる。
 - (c) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。
 - (d) (c)の規定に基づく協議の開始の日から 30 日の期間内にそのような解決に到達しなかつたときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。
- 7 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。
- 8 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。
- 9 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第 13 条 (租税)

- 1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。
- 2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第 15 条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによって日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

第 14 条 (指定契約者の地位)

- 1 通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む。）及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が 2 の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服さなければならない。
- 2 1にいう指定は、日本国政府との協議の上で行なわれるものとし、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行なわれるものとする。前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。
 - (a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終わったとき。
 - (b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。
 - (c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行なっているとき。
- 3 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。
 - (a) 第 5 条 2 に定める出入及び移動の権利
 - (b) 第 9 条の規定による日本国への入国
 - (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第 11 条 3 に定める関税その他の課徴金の免除
 - (d) 合衆国政府により認められたときは、第 15 条に定める諸機関の役務を利用する権利
 - (e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第 19 条 2 に定めるもの
 - (f) 合衆国政府により認められたときは、第 20 条に定めるところにより軍票を使用する権利
 - (g) 第 21 条に定める郵便施設の利用
 - (h) 雇用の条件に関する日本国の法令の適用からの除外
- 4 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならないが、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通告しなければならない。

- 5 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産（家屋を除く。）については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課されない。
- 6 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。
- 7 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に関してのみ日本国にある期間は、前記の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。
- 8 日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならない。この通告があったときは、合衆国の軍当局は、これらの者に対し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

第15条（販売所等の諸機関）

- 1 (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができる。これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。
- (b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。
- 2 これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1(b)に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。
- 3 これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 4 この条に掲げる諸機関は、日本国の当局に対し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第16条（日本法令の尊重義務）

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第17条（刑事裁判権）

- 1 この条の規定に従うことを条件として、
 - (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によって罰することができるものについて、裁判権を有する。
- 2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によって罰することができる罪で日本国の法令によっては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によって罰することができる罪で合衆国の法令によっては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
 - (c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
 - (I) 当該国に対する反逆
 - (II) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
- 3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。
 - (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (I) もっぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもっぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
 - (II) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
 - (b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
 - (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放

- 棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。
 - 5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従って裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。
 - (c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。
 - 6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。
 - (b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。
 - 7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があったときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
 - 8 被告人がこの条の規定に従って日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。
 - 9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。
 - (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
 - (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
 - (c) 自己に不利な証人と対決する権利
 - (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的手続により証人を求める権利
 - (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
 - (f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利
 - (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち合わせる権利
 - 10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。
 - (b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。
 - 11 相互協力及び安全保障条約第五条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し60前に予告を与えることによって、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもつて直ちに協議しなければならない。
 - 12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定第17条の当該時に存在した規定を適用する。

第18条（請求権・民事裁判権）

- 1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
 - (a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合
 - (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。海難救助についての一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであった場合に限る。
- 2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従って選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。

- (b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によって、司法関係の上級の地位をよって現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。
- (c) 仲裁人が行なった裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。
- (d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (I)、(II)及び(III)の規定に従って分担される。
- (e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によって定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。
- (f) もっとも、各当事国は、いかなる場合においても1千400百合衆国ドル又は50万4千円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があった場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。
- 3 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によって負担される範囲については、この限りでない。
- 4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被った負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- 5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従って処理する。
- (a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
- (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。
- (c) 前記の支払（合意による解決に従ってされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従ってされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。
- (d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに(e) (I)及び(II)の規定による案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。2箇月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
- (e) (a)から(d)まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
- (I) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その25パーセントを日本国が、その75パーセントを合衆国が分担する。
- (II) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によって生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
- (III) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が6箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、6箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本国で行なわなければならない。
- (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。
- (g) この項の規定は、(e)の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。
- 6 日本国内における不法の作為又は不作為が公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。
- (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
- (b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
- (c) 慰謝料の支払の申出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならないが、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。
- (d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。
- 7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従って処理する。
- 8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2 (b)の規定に従って選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。

- 9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5 (f) に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。
- (b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。
- (c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。
- 10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によって解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。
- 11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。
- 12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴って生じた請求権についてのみ適用する。
- 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定第18条の規定によって処理する。

第19条（外国為替管理）

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。
- 2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。
- 3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

第20条（軍票）

- 1 (a) ドルをもって表示される合衆国軍票は、合衆国によって認可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のため使用することができる。合衆国政府は、合衆国の規則が許す場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。
- (b) 合衆国の当局が、認可されない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務をも負うことはないことが合意される。
- 2 軍票の管理を行なうため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第19条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行なうことを許される。

第21条（軍事郵便局）

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

第22条（予備役編入と訓練）

合衆国は、日本国に在留する適格の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを同団体に編入し、及び訓練することができる。

第23条（安全確保のための措置）

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

第24条（経費の負担）

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。
- 3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

第25条（合同委員会）

- 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。
- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、1人又は2人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。
- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

第26条（国内法上の措置・効力発生）

- 1 この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する公文が交換されるものとする。
- 2 この協定は、1に定める手続が完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日に効力を生じ、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（改正を含む。）は、その時に終了する。
- 3 この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

第27条（改正）

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

第28条（有効期間）

この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によって終了させたときは、この限りではない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

3 厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置（抄）

昭和 38 年 9 月 12 日 騒音対策特別分科委員会で同意

昭和 38 年 9 月 19 日 日米合同委員会で承認

4 a. 飛行活動についての時間制限

(1) 22:00 時から 06:00 時までの間厚木飛行場におけるすべての活動（飛行及びグループ・ラン・アップ）は運用上の必要に応じ、及び合衆国軍の態勢を保持する上に緊要と認められる場合を除き禁止される。

(2) 訓練飛行は日曜日には最小限に止める。

b. 抑制したアフターバーナーの使用

厚木海軍飛行場隣接区域の上空を高出力で長く低空飛行することを避けるため、アフターバーナー装備の航空機を操作する操縦士はすべて、厚木海軍飛行場空域内においてできるだけ速やかに離陸・上昇することが要求される。

しかしながら、アフターバーナーは、安全飛行状態を持続するために継続して使用しなければならない場合、又は、運用上の必要性による場合を除き、飛行場の境界線に達する前に使用を停止しなければならない。

c. 必要な「反射鏡利用による着艦訓練」（ミラー・ランディング・プラクティス）の一部を実施するための他の飛行場の使用

必要とされる「空母着艦訓練及び反射鏡利用による着艦訓練」（キャリア・アンド・ミラー・ランディング・プラクティス）の一部を実施するため、厚木海軍飛行場の付属飛行場を使用する場合は、現在厚木海軍飛行場で実施されている適当な諸規則が原則として適用される。

d. 飛行活動の規制

(1) 離陸及び着陸の間を除き、航空機は、人口稠密地域の上空を低空で飛行しない。

(2) 航空機は、運用上の必要性がなければ、低空で高音を発する飛行を行ったり、あるいは、他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦をしない。

(3) 航空機は、厚木海軍飛行場周辺の空域において、曲技飛行及び空中戦闘訓練を実施しない。ただし、年間定期行事として計画された曲技飛行のデモンストレーションはその限りでない。右は、合衆国海軍が指定された空対空訓練区域において空中戦闘訓練を実施する場合には、適用しない。

(4) 空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）及び反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）のための航空機は（場周）経路にあっては 2 機に制限される。

(5) 空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）或いは、反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）の巡航速度は、1 マッハ以下にとどめる。

e. 飛行高度の規制措置

(1) 離陸及び着陸の間を除き、空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）或いは、反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）のための航空機は、特定のタイプの訓練を必要とする場合を除き、平均海面上 1, 600 フィート以下で飛行しない。特種の訓練は、訓練の必要に見合った必要最小限度に留めるものとし、かつ、そのパターンは、平均海面 800 フィート以下は通らない。

（昭 44.11.20 第 201 回日米合同委員会において改定）

(2) 管制塔員は、当海軍飛行場の場周経路（トラフィックパターン）上の航空機の目視監視を行なう。これは、管制塔員を有するすべての空港における標準的な運航方法である。

f. 運用能力又は、態勢がそこなわれる場合を除き、ジェットエンジンは、18:00 時から 08:00 時までの間、試運転されない。

（昭 44.11.20 第 201 回日米合同委員会において改定）

g. 消音器の使用

(1) ジェットエンジンスタンドもしくは、テストセル地区におけるジェットエンジンテストの実施にあたっては、厚木海軍飛行場は、実行可能なできるだけ早い時期に効果的な消音器を装備し、それを騒音減衰のため使用する。

(2) エンジンテストを行うためには、ジェットエンジンテストセル地区が使用される。ただし、テストセルに適合しないジェット機エンジンがテストされなければならないような限られた場合は例外とする。そのような状況下においては、騒音の持続時間とレベルを最小限に保つよう最大の注意が払われるものとする。

（昭 44.11.20 第 201 回日米合同委員会において改定）

h. ヘリコプター飛行区域の制限

ヘリコプターは、厚木海軍飛行場が設定した発着ルートを飛行する。ただし、右は、緊急の目的又は、年間定期行事に際してデモンストレーションのため、飛行する場合には適用しない。

i. 操縦士の教育

すべての操縦士は、周辺社会に多くの影響を与えている航空機騒音問題について、できるだけ多くの機会に十分な教育を受けるものとする。

j. 騒音対策委員会の設置

すべての可能な方法が検討されることを確実にするため、合衆国軍構成員からなる騒音対策委員会を設置すること。

k. 広報活動

騒音抑制に関するすべての様相及びすぐ役に立つ防衛力を持つことの必要性について周辺の住民に知ってもらうよう、あらゆる機会を利用する。

l. 渉外連絡

- (1) 厚木海軍飛行場司令官は、現地の騒音問題について地元当局又は、一般の人々と連絡をとる場合は、事前に座間防衛施設事務所に通報するよう努力する。
 - (2) 今後、厚木海軍飛行場司令官と日本政府（防衛施設庁）の代表者は、航空機騒音軽減のための新装置又は、方法についての情報を入手次第交換することとする。
- m. 年に1回、通常7月1日頃、厚木海軍飛行場司令官は、日本政府からの要請を受けた上で、過去12ヵ月間の厚木海軍飛行場における四半期毎の平均月間離着陸回数を示す4つの数字を提供する。要求があれば、厚木海軍飛行場の付属飛行場についても同様な統計数字を提供する。**

4 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律

昭和 32 年 5 月 16 日法律第 104 号
最終改正：平成 17 年 3 月 25 日法律第 5 号

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和 27 年法律第 110 号）第 2 条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村（都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。）に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を交付する。
- 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、総務大臣が行う。
- 3 総務大臣は、第 1 項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和 32 年度分の市町村助成交付金から適用する。

附 則 （平成 17 年 3 月 25 日法律第 5 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第 13 条 この法律（附則第 1 条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第 14 条 第 3 条の規定による改正後の国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律は、平成 17 年度以後の年度分の国有提供施設等所在市町村助成交付金について適用する。

（政令への委任）

第 16 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

5 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（抄）

昭和32年11月18日政令第321号
最終改正：平成23年10月28日政令第329号

内閣は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第四百号）の規定に基き、この政令を制定する。

（法第一項の固定資産）

第一条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第一項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法（昭和三十二年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産で次に掲げるものに該当するものとす。

- 一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和三十七年法律第十号）第二条の規定によつてアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物
 - 二 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）及び演習場（しよ舎施設を除く。）の用に供する土地、建物及び工作物
 - 三 自衛隊が使用する弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物
- 2 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和三十九年政令第七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の九に規定する警戒群若しくは防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和三十九年法律第六十四号）第十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。
- 3 第一項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ、国有財産法施行令（昭和三十二年政令第二百四十六号）第二十条の規定により、国有財産法第三十二条の台帳（以下「国有財産台帳」という。）に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。

（市町村助成交付金の交付）

第二条 国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）は、毎年度、当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の三月三十一日現在において前条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

（市町村助成交付金の交付額の算定方法）

第三条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 市町村助成交付金の総額の十分の七に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額（国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額）にあん分した額
 - 二 市町村助成交付金の総額の十分の三に相当する額（次項の規定によつて控除した額があるときは、当該控除した額を当該十分の三に相当する額に加算した額）を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が配分した額
- 2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法（昭和三十五年法律第二百十一号）第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額（以下「財源超過額」という。）が五億円をこえることとなるもの（以下「財源超過団体」という。）に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第一号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が五億円をこえる額に十分の一を乗じて得た額に相当する額（当該額が同項同号の額の十分の七に相当する額をこえる場合にあっては、当該十分の七に相当する額）を控除した額とする。

（廃置分合又は境界変更があつた場合の措置）

第四条 当該年の三月三十一日後に市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、第二条の規定にかかわらず、同条の市町村の地域のうち第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物が当該年の三月三十一日現在において所在した地域が当該廃置分合又は境界変更後属することとなつた市町村（以下「新市町村」という。）が同日現在において存在したものと、当該土地、建物又は工作物が同日現在において当該新市町村の区域内に所在したものとみなして、前条の規定によつて算定した額を当該新市町村に対して交付する。

- 2 前項の場合において、当該年の四月一日後に市町村の廃置分合又は境界変更があつたときにおける新市町村に係る前条第二項の基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総務省令で定める。

（土地、建物又は工作物の価格）

第五条 第三条第一項の場合において、第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の三月三十一日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格（国有財産台帳に当該土地、

建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあつては、国有財産法施行令第二十一条の規定によつて国有財産台帳に登録すべき価格)とする。

(土地、建物又は工作物の価格の報告等)

第六条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、毎年度、当該年の八月三十一日までに、当該都道府県の区域内の市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物に係る前条の価格の合算額を総務大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事が前項の規定による報告のため、国有財産法第五条 から第六条 まで及び第八条第二項 の規定によつて当該土地、建物又は工作物を管理する同法第四条第二項 の各省各庁の長(同法第九条第一項 の規定によつて各省各庁の長がその所管に属する国有財産に関する事務を部局等の長に分掌させている場合にあつては、当該部局等の長とする。以下「各省各庁の長等」という。)に対し、国有財産台帳を閲覧し、若しくは記録することを請求し、又は前条の規定による国有財産台帳に登録すべき価格の通報を求めた場合においては、各省各庁の長等は、国有財産台帳を都道府県知事若しくはその指定する職員に閲覧させ、若しくは記録させ、又は当該登録すべき価格の通報をするものとする。

(市町村助成交付金の額等の通知)

第七条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、毎年度、当該年の十月三十一日までに、当該年度分として交付すべき市町村助成交付金の額及びその算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額その他必要な事項を都道府県知事を經由して市町村長に通知するものとする。

(市町村助成交付金の算定に違法又は錯誤があつた場合の措置)

第八条 市町村長は、前条の通知を受けた場合において当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、当該通知を受けた日から起算して三十日以内に、都道府県知事を經由して総務大臣に対し、文書で当該通知に係る市町村助成交付金の額の修正を求めることができる。

2 総務大臣は、前条の通知をした後に当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について錯誤があることを発見したとき、又は前項の求めがあつた場合においてすでに通知した市町村助成交付金の額を修正する必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る市町村助成交付金の額に増額し、又はこれから減額すべき額を、次条の規定によつて市町村助成交付金を交付する時まで、都道府県知事を經由して関係市町村長に通知するものとする。

(市町村助成交付金の交付時期)

第九条 市町村助成交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の十二月三十一日までに交付する。

(市町村助成交付金の使途の制限等の禁止)

第十条 国は、市町村助成交付金の交付に当つては、その使途について条件をつけ、又は制限してはならない。

(都の特例)

第十一条 第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物が都の特別区の存する区域に所在する場合においては、この政令中市町村及び市町村長に関する規定は、都及び都知事に関する規定とみなして、都及び都知事に適用する。この場合において、第三条第二項中「地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条」とあるのは「地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条及び第二十一条第一項」と、「同法第十一条」とあるのは「同法第十一条及び第二十一条第一項」とする。

(総務省令への委任)

第十二条 この政令に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付手続その他市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(事務の区分)

第十三条 第六条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和三十二年分の市町村助成交付金から適用する。
- 2 平成二十三年度分及び平成二十四年度分の市町村助成交付金に限り、第五条中「土地、建物又は工作物」とあり、及び「土地、建物若しくは工作物」とあるのは「土地」と、「とする」とあるのは「を総務省令で定めるところにより補正した価格とし、第一条第一項各号に掲げる建物又は工作物の価格は、当該年の三月三十一日現在において国有財産台帳に登録された当該建物又は工作物の価格(国有財産台帳に当該建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあつては、国有財産法施行令第二十一条の規定によつて国有財産台帳に登録すべき価格とする)」と、第六条第一項中「前条」とあるのは「附則第二項の規定により読み替えて適用される前条」と読み替えるものとする。

附 則 (平成二三年一〇月二八日政令第三二九号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十三年度分の国有提供施設等所在市町村助成交付金については、改正後の国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令(以下「新令」という。)附則第二項の規定により読み替えて適用される新令第六条第一項中「毎年度、当該年の八月三十一日までに」とあるのは「平成二十三年十一月十五日までに」と、新令第七条中「毎年度、当該年の十月三十一日までに」とあるのは「平成二十三年十一月三十日までに」とする。

6 施設等所在市町村調整交付金交付要綱

昭和 45 年 11 月 6 日自治省告示第 224 号
最終改正：平成 23 年 10 月 28 日総務省告示第 459 号

(趣旨)

第 1 条 施設等所在市町村調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- 1 施設等 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下本条において「地位協定」という。）第 2 条第 1 項の施設及び区域をいう。
- 2 米軍資産 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国軍隊が、地位協定第 3 条第 1 項の規定により建設し及び設置した建物及び工作物をいう。

(調整交付金の交付)

第 3 条 総務大臣は、施設等が所在する市町村（以下「施設等所在市町村」という。）に対し、米軍資産に係る税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付する。

(調整交付金の交付額の算定方法)

第 4 条 施設等所在市町村に交付すべき調整交付金の額は、次の各号の額の合算額とする。

- 1 調整交付金の総額の 3 分の 2 に相当する額を、施設等所在市町村の区域内に当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の 3 月 31 日現在において所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額
- 2 調整交付金の総額の 3 分の 1 に相当する額は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 119 号）により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響その他施設等所在市町村の財政の状況等を考慮して総務大臣が配分した額

(調整交付金の額の通知)

第 5 条 総務大臣は、毎年度、当該年の 10 月 31 日までに、当該年度分として交付すべき調整交付金の額を都道府県知事を経由して施設等所在市町村の長に通知するものとする。

(調整交付金の交付時期)

第 6 条 調整交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の 12 月 31 日までに交付するものとする。

(調整交付金の使途)

第 7 条 調整交付金の交付にあたっては、その使途について条件をつけ又は制限することはしないものとする。

(都の特例)

第 8 条 施設等が都の特別区の存する区域に所在する場合には、この要綱中市町村に関する規定は都に関する規定とみなして都に適用する。

附 則

この要綱は、昭和 45 年 10 月 31 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 28 日総務省告示第 459 号）

- 1 附則第二項中「平成 18 年度分」を「平成 23 年度分」に改める。
- 2 この要綱は、告示の日から施行する。

7 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

昭和49年6月27日法律第101号
最終改正：平成26年6月13日法律第69号

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 防衛施設周辺の生活環境等の整備（第3条～第12条）
- 第3章 損失の補償（第13条～第18条）
- 第4章 雑則（第19条・第20条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域をいう。

第二章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

（障害防止工事の助成）

第三条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 二 道路、河川又は海岸
- 三 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 四 水道又は下水道
- 五 その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所
- 三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

（住宅の防音工事の助成）

第四条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

（移転の補償等）

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。

3 国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

(緑地帯の整備等)

第六条 国は、政令で定めるところにより第二種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第三種区域」という。）に所在する土地で前条第二項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

2 国は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

(買入れた土地の無償使用)

第七条 国は、第五条第二項の規定により買入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

(民生安定施設の助成)

第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金)

第九条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- 一 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- 二 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- 三 港湾
- 四 その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるものを行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

(資金の融通等)

第十条 国は、第三条の工事を行う者又は第八条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

第十一条 国は、第三条の工事、第八条の措置又は第九条第二項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

(関係行政機関の協力等)

第十二条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たつては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

2 防衛大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第三章 損失の補償

(損失の補償)

第十三条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

- 一 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの
- 二 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの
- 三 その他政令で定める行為

2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3 第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第十四条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、防衛省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）を経由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを防衛大臣に送付しなければならない。

3 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三月以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第十六条 国は、前条第一項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第十七条 第十四条第三項又は第十五条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訟の方式)

第十八条 第十四条第三項の規定による決定に不服がある者は、第十五条第一項及び前条第一項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第四章 雑則

(自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第十九条 第三条第二項及び第四条の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行われるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第十三条第一項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行われるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

(事務の区分)

第二十条 第十四条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務（同条第二項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(防衛施設周辺の整備等に関する法律の廃止)

2 防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十五号。以下「旧法」という。）は、廃止する。
(旧法の廃止に伴う経過措置)

3 昭和四十八年度以前の年度の予算に係る国の補助金又は補償金等で昭和四十九年度以降に繰り越されたものに係る旧法第三条若しくは旧法第四条の助成又は旧法第五条の移転の補償等については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際、現に旧法第五条第一項の規定により指定されている区域は、第五条第一項の規定により指定された区域とみなす。この場合において、同項の規定の適用については、当該区域の指定の時は、旧法第五条第一項の規定により当該区域が指定された時とする。

5 第六条第一項及び第七条の規定の適用については、旧法第五条第三項の規定により買入れた土地は、第五条第二項の規定により買入れた土地とみなす。

6 この法律の施行前に旧法第三章の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第三章の相当規定によつてしたものとみなす。

(沖縄県の区域における第八条の規定の適用の特例)

7 第八条の規定の沖縄県の区域における適用については、当分の間、同条中「一部」とあるのは「全部又は一部」とする。

(防衛庁設置法の一部改正)

8 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(租税特別措置法の一部改正)

9 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(公害紛争処理法の一部改正)

10 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律の一部改正)

11 沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日〔平成二八年四月一日〕から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

8 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（抄）

昭和49年6月27日政令第228号
最終改正：令和4年8月31日政令第289号

内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第三条、第四条、第五条第一項及び第二項、第六条第一項、第七条第一項、第八条、第九条、第十三条第一項並びに附則第七項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（障害の原因となる自衛隊等の行為）

第一条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- 二 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- 三 法第二条第二項に規定する防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- 四 電波のひん繁な発射

（障害防止工事の補助の割合）

第二条 法第三条第一項の規定による補助の割合は、十分の十とする。ただし、障害の発生が法第二条第一項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、防衛大臣の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

2 前項ただし書の規定により補助の割合を減ずるに当たっては、当該工事につき法第三条第一項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

（障害防止工事の対象となる施設）

第三条 法第三条第一項第五号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 鉄道
- 二 テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

（著しい音響の原因となる自衛隊等の行為）

第四条 法第三条第二項の政令で定める行為は、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施とする。

（著しい音響の基準）

第五条 法第三条第二項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛大臣が定める限度を超える場合に行うものとする。

（防音工事の補助の割合）

第六条 第二条の規定は、法第三条第二項の規定による補助の割合について準用する。この場合において、第二条第一項ただし書中「行為」とあるのは、「行為（法第十九条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを除く。）」と読み替えるものとする。

（防音工事の対象となる施設）

第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百四十四条に規定する専修学校
- 二 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項に規定する保健所
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十二条に規定する障害児入所施設、同法第四十三条に規定する児童発達支援センター、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設又は同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設
- 四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十一条に規定する身体障害者福祉センター
- 五 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設
- 六 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム又は同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター
- 七 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二條第二項に規定する母子健康包括支援センター
- 八 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第一号に規定する職業能力開発校
- 九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- 十 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第十二条の表十三の項において「幼保連携型認定こども園」という。）

(第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定)

第八条 法第四条の規定による第一種区域の指定、法第五条第一項の規定による第二種区域の指定及び法第六条第一項の規定による第三種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生の回数及び時刻等を考慮して防衛省令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに防衛省令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

(移転等の補償の対象とする物件)

第九条 法第五条第一項の規定による補償は、同項に規定する第二種区域のうち法第六条第一項に規定する第三種区域以外の区域に所在する立木竹その他土地に定着する物件（建物を除く。）にあつては、建物と一体として利用されているものに限り、行うことができる。

(買入れの対象とする土地)

第十条 法第五条第二項の規定による買入れは、同条第一項に規定する第二種区域のうち法第六条第一項に規定する第三種区域以外の区域に所在する土地にあつては、次のいずれかに該当するものに限り、行うことができる。

- 一 宅地（法第五条第一項の規定による指定の際（法附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域に所在する土地にあつては、旧防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十五号。以下「旧法」という。）第五条第一項の規定により当該区域が指定された際）宅地であるものに限る。）
- 二 法第五条第一項の規定による補償を受けることとなる者が、当該補償に係る物件の移転又は除却により、その物件の所在する土地以外の土地（前号に掲げる宅地を除く。）でその者の所有に属するものを従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地

(土地の無償使用に係る施設)

第十一条 法第七条第一項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 花壇
- 二 種苗を育成するための施設
- 三 駐車場
- 四 消防その他の防災に関する施設
- 五 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設

(民生安定施設の範囲及び補助の割合等)

第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
一	有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十四条第一項 第二号 に規定するラジオ放送の業務を行うための施設	十分の八
二	道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）	十分の八
三	児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設	十分の七・五
四	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第百二十三号）第二十一条第三号に規定する看護師養成所又は同法第二十二条第二号に規定する准看護師養成所	十分の七・五
五	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第四号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	十分の七・五
六	老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム又は同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム	十分の七・五
七	消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防施設	三分の二
八	公園、緑地その他の公共空地	三分の二
九	水道法（昭和三十三年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道	十分の六
十	削除	
十一	し尿処理施設又はごみ処理施設	十分の五
十二	老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター	防衛大臣が定める額
十三	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校（ 幼保連携型認定こども園を除く。 ）の施設を除く。）	防衛大臣が定める額
十四	港湾法（昭和二十五年法律第百二十八号）第二条第五項第十一号に規定する港湾施設用地	十分の七・五
十五	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	三分の二

十六	その他防衛大臣が指定する施設	十分の七・五
----	----------------	--------

(特定防衛施設として指定することができる防衛施設)

第十三条 法第九条第一項第四号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

- 一 大規模な弾薬庫
- 二 砲撃が実施される試験場（防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）**第二百十三条に規定する千歳試験場、下北試験場及び岐阜試験場**をいう。第十五条第五号イにおいて同じ。）
- 三 飛行場その他大規模な防衛施設であつて、回転翼航空機の離陸又は着陸が頻繁に実施されるもの（法第九条第一項第一号に掲げるものを除く。）
- 四 防衛施設（法第九条第一項第一号から第三号までに掲げるもの及び前三号に掲げるものを除く。）で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合（当該防衛施設が二以上の市町村にわたつて所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合）が著しく高いもの

(特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てることができる公共用の施設の整備又は事業)

第十四条 法第九条第二項の政令で定める公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設（国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。）とする。

- 一 交通施設及び通信施設
- 二 スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- 三 環境衛生施設
- 四 教育文化施設
- 五 医療施設
- 六 社会福祉施設
- 七 消防に関する施設
- 八 産業の振興に寄与する施設

2 法第九条第二項の政令で定める事業は、次に掲げる事業（国が行うもの及び国がその経費の一部を負担し、又は補助するものを除く。）とする。

- 一 防災に関する事業
- 二 住民の生活の安全に関する事業
- 三 通信に関する事業
- 四 教育、スポーツ及び文化に関する事業
- 五 医療に関する事業
- 六 福祉に関する事業
- 七 環境衛生に関する事業
- 八 産業の振興に寄与する事業
- 九 交通に関する事業
- 十 良好な景観の形成に関する事業
- 十一 前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの

(特定防衛施設周辺整備調整交付金の額)

第十五条 法第九条第二項の規定により特定防衛施設関連市町村（以下「関連市町村」という。）に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）の額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、算定した額とする。

- 一 法第九条第一項の規定により指定された特定防衛施設（以下「特定防衛施設」という。）の交付金を交付する年度（以下「交付年度」という。）の四月一日現在における面積
- 二 当該関連市町村に係る特定防衛施設の交付年度の四月一日現在における面積（当該特定防衛施設の周辺の区域に法第五条第一項に規定する第二種区域があるときは、当該区域の同日現在における面積を当該特定防衛施設の同日現在における面積に加えた面積）が、当該関連市町村の同日現在における面積に占める割合
- 三 関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口及び当該人口と当該関連市町村の同日の五年前の日における人口との比率
- 四 関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積（防衛大臣が定める防衛施設の面積を除く。）に対する割合
- 五 次に掲げる特定防衛施設別の運用の態様
 - ア 飛行場等（法第九条第一項第一号に掲げる防衛施設又は第十三条第三号に掲げる防衛施設をいう。）又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場 航空機の種類及び交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の総回数を三で除して得た回数
 - イ 砲撃が実施される演習場又は試験場 交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間の砲撃の総日数を三で除して得た日数並びに交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間に当該演習場又は試験場を使用した自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の構成員の総人数を三で除して得た人数

ウ 港湾 自衛隊等が使用する係留施設が港湾法第二条第五項第三号に掲げる係留施設に占める割合並びに交付年度の前年度の末日から起算して過去三年間に係留施設を使用した自衛隊等の艦船及び舟艇の総数を三で除して得た数

六 特定防衛施設に配備される艦船、航空機等の著しい変更、特定防衛施設に設置される建物その他の工作物及び特定防衛施設を使用する人員の著しい増加その他特定防衛施設の周辺の地域における生活環境又は開発に影響を及ぼすと認められる特定防衛施設の運用の様態の変更

(損失補償の対象となる事業)

第十六条 法第十三条第一項の政令で定める事業は、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法（昭和二十七年法律第五十一号）第二条第二項第一項に規定する内航運送をする事業で、総トン数四十トン未満の船舶により行うものとする。

(損失の原因となる自衛隊の行為)

第十七条 法第十三条第一項第一号及び第二号の政令で定める行為は、農業、林業又は漁業の実施を著しく困難にする行為とする。ただし、航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に係る行為にあつては、農業又は漁業が、飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛大臣が定める区域内において行われる場合に限る。

第十八条 法第十三条第一項第三号の政令で定める行為は、防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持又は砲弾の破片その他の有体物の放置若しくは遺棄で、同項に規定する事業の実施を著しく困難にする行為とする。

(告示の方式)

第十九条 第五条、第十四条第二項第十一号及び第十七条ただし書の規定による防衛大臣の定め並びに法第四条、法第五条第一項、法第六条第一項及び法第九条第一項並びに第十二条の規定による防衛大臣の指定は、官報で告示する。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
(防衛施設周辺の整備等に関する法律施行令の廃止)
- 2 防衛施設周辺の整備等に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百四十三号。以下「旧令」という。）は、廃止する。
(旧令の廃止に伴う経過措置)
- 3 旧法第五条第一項の規定により指定されている区域のうち、旧令第十一条の規定により定められている区域以外の区域は、第九条及び第十条の規定の適用については、法第六条第一項に規定する第三種区域とみなす。
(沖縄県の区域における民生安定施設の補助の割合の特例)
- 4 第十二条の表の第二欄に掲げる施設のうち、次の表の上欄に掲げる施設に係る沖縄県又はその区域内に存する地方公共団体に対する補助の割合については、防衛大臣は、同条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる割合の範囲内でこれを定めることができる。

道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）のうち、沖縄県が行う事業に係る道路	十分の十
水道法第三条第一項に規定する水道	三分の二
し尿処理施設又はごみ処理施設	三分の二
漁業用施設のうち、次に掲げるもの イ 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第三条第一号に規定する基本施設又は同条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。） ロ 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（建設され、又は改良されるものに限る。）	十分の十
港湾法第二条第五項第十一号に規定する港湾施設用地	十分の十
農業用施設	十分の八
林業用施設のうち、林道（新設されるものに限る。）	十分の八

(予算決算及び会計令臨時特例の一部改正)

- 5 予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(防衛庁組織令の一部改正)
- 6 防衛庁組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(防衛施設中央審議会令の一部改正)
- 7 防衛施設中央審議会令（昭和三十七年政令第四百十一号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(防衛施設地方審議会令の一部改正)
- 8 防衛施設地方審議会令（昭和三十七年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

(沖縄の復帰に伴う防衛施設庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

9 沖縄の復帰に伴う防衛施設庁関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百九十五号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和四年八月三十一日政令第289号)

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律〔令和四年六月法律第六三号〕の施行の日(令和四年十月一日)から施行する。

9 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（抄）

平成十九年五月三十日法律第六十七号
最終改正：平成二十九年三月三十一日法律第六号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための株式会社国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。
- 二 駐留軍等の再編 平成十八年五月一日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。
- 三 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第九条第一項第五号において「日米地位協定」という。）第二条第一項の施設及び区域並びに自衛隊の施設（これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。）をいう。

（基本理念等）

第三条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。

2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

（再編関連特定防衛施設の指定）

第四条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

- 一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。
- 二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

（再編関連特定周辺市町村の指定）

第五条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

（再編交付金）

第六条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐

留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

第三章 再編関連振興特別地域に係る措置

第一節 再編関連振興特別地域の指定

第七条 防衛大臣は、都道府県知事の申出により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域（自然的経済的社会的条件からみて当該再編関連特定周辺市町村の区域と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限る。）からなる地域であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。

- 一 駐留軍等の再編による当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する影響が著しいものとして政令で定める場合に該当し、又は該当すると見込まれること。
 - 二 当該地域の振興を図ることが、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため特に必要であると認められること。
- 2 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、再編関連特定周辺市町村その他関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。
 - 3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。
 - 4 前三項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を変更する場合について準用する。

第二節 再編関連振興特別地域整備計画

（再編関連振興特別地域整備計画の決定及び変更）

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定があつたときは、再編関連振興特別地域の整備に関する計画（以下「再編関連振興特別地域整備計画」という。）の案を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の再編関連振興特別地域整備計画の案を作成しようとするときは、再編関連振興特別地域に含まれる区域をその区域とする市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 3 防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。
- 4 防衛大臣は、再編関連振興特別地域整備計画を決定したときは、その案を提出した都道府県知事にその旨を通知するものとする。
- 5 前各項の規定は、再編関連振興特別地域整備計画を変更する場合について準用する。

（再編関連振興特別地域整備計画の内容等）

第九条 再編関連振興特別地域整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再編関連振興特別地域の整備の基本的方針に関する事項
 - 二 基幹的な交通施設の整備に関する事項
 - 三 産業の振興に関する事項
 - 四 生活環境の整備に関する事項
 - 五 再編関連振興特別地域に含まれる区域に駐留軍用地跡地等（日米地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地で駐留軍から返還されたもの並びに返還される予定のものをいう。）が所在する場合には、その利用の促進に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に必要な事項
- 2 再編関連振興特別地域整備計画は、他の法令の規定による地域振興又は社会資本の整備に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。

第三節 事業の実施等

（事業の実施）

第十条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第十一条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあつては、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。これに基づく命令を含む。）の例により、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域以外の区域に含まれる場合で他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担又は補助の割合が定められている場合にあつては、その定めるところによる。

- 2 国は、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項

の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 国は、前二項に規定する事業のほか、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

(地方債についての配慮)

第十二条 地方公共団体が再編関連振興特別地域整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(財政上及び金融上の措置)

第十三条 国は、前二条に定めるもののほか、再編関連振興特別地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 駐留軍等再編関連振興会議

(駐留軍等再編関連振興会議の設置及び所掌事務等)

第十四条 防衛省 **本省** に、駐留軍等再編関連振興会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 再編関連振興特別地域に関し、第七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 再編関連振興特別地域整備計画に関し、第八条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

三 前二号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項を調査審議すること。

3 再編関連振興特別地域整備計画に定められた事項を所管する関係行政機関の長は、当該事項の達成状況について、毎年度、会議に報告しなければならない。

(会議の組織等)

第十五条 会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員をもって組織する。

2 議長は、防衛大臣をもって充てる。

3 議長は、会議の議事を整理する。

4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 総務大臣

二 外務大臣

三 財務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 農林水産大臣

七 経済産業大臣

八 国土交通大臣

九 環境大臣

十 内閣官房長官

十一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

5 会議は、前条第二項第二号に規定する事項については、再編関連振興特別地域整備計画に定めるべき事項を所管する大臣である議員の賛成がなければ、議決することができない。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、この法律の施行の日又は株式会社日本政策金融公庫法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成 **三**十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施の年度の開始の日（以下この項において「再編実施基準日」という。）から前項に規定する日までの期間が五年に満たない場合又は再編実施基準日が同項に規定する日後となる場合における当該再編関連特定防衛施設に係る再編交付金の交付については、第六条の規定は、再編実施基準日から起算して五年を経過する日又は平成三十四年三月三十一日のいずれか早い日（次項において「交付終了日」という。）までの間、なおその効力を有する。

3 前二項の規定にかかわらず、再編交付金に基づく事業で、第一項に規定する日（前項に規定する場合にあっては、交付終了日。以下この項において同じ。）後に繰り越される再編交付金に係るものについては、第六条の規定は、第一項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 第一項の規定にかかわらず、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものについては、第十一条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 第一項の規定にかかわらず、第四章の規定は、同項に規定する日後も、当分の間、なおその効力を有する。

（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律との関係）

第三条 駐留軍再編促進金融業務は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号。以下この条において「行革推進法」という。）第十二条第二項の規定の適用については、国際協力銀行法第二十三条第一項に規定する国際金融等業務とみなして行革推進法第四条に規定する新政策金融機関に承継させるものとし、当該駐留軍再編促進金融業務については、同条の規定は、適用しない。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（防衛省設置法の一部改正）

3 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第十一条関係）

項	事業の区分	国の負担又は補助の割合	
一	土地改良	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業	十分の五・五
二	漁港	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる基本施設又は同条第二号に掲げる機能施設のうち輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築	十分の五・五
三	港湾	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾における同条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（以下「水域施設等」という。）の建設及び改良	十分の五・五（港湾法第四十二条第一項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良にあっては、十分の四・五）
		港湾法第二条第二項に規定する地方港湾における水域施設等の建設及び改良	十分の四・五
四	道路	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路の新設及び改築	十分の五・五
五	水道	水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第八項に規定する水道施設の新設及び増設	十分の三
六	下水道	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に掲げる公共下水道又は同条第四号に掲げる流域下水道の設置及び改築	十分の五・五
七	義務教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の同条第二項に規定する建物の新築、増築及び改築並びに学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備	十分の五・五

10 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（抄）

平成十九年八月二十日政令第二百六十八号
最終改正：令和三年六月三〇日政令第一八九号

内閣は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第五条第一項、第六条、第七条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項、第十五条第六項並びに第十六条第一項第一号の規定並びに同法第十九条第五項において準用する国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第四十四条第七項の規定に基づき、並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法を実施するため、この政令を制定する。

第一章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

（再編関連特定周辺市町村の範囲）

第一条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「法」という。）第五条第一項に規定する政令で定める範囲内の市町村は、次に掲げる市町村とする。

- 一 再編関連特定防衛施設が所在する市町村
- 二 再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更である場合にあっては、前号の市町村に隣接する市町村及び当該隣接する市町村に隣接する市町村

（再編関連特別事業）

第二条 法第五条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 住民に対する広報に関する事業
- 二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置に関する事業
- 三 防災に関する事業
- 四 住民の生活の安全の向上に関する事業
- 五 情報通信の高度化に関する事業
- 六 教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業
- 七 福祉の増進及び医療の確保に関する事業
- 八 環境衛生の向上に関する事業
- 九 交通の発達及び改善に関する事業
- 十 公園及び緑地の整備に関する事業
- 十一 環境の保全に関する事業
- 十二 良好な景観の形成に関する事業
- 十三 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業
- 十四 前各号に掲げるもののほか、生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの

（再編交付金を交付しない事業）

第三条 再編交付金は、次に掲げる事業については、交付しない。

- 一 国が行う事業又は国がその経費の一部を負担し、若しくは補助する事業
- 二 法令の規定に基づいて毎年度経常的に行っている事業で、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要なものとして特別に行う事業とは認められないもの
- 三 再編関連特定周辺市町村の区域内において、駐留軍等の再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域において行う事業とは認められないもの

（再編交付金の交付）

第四条 再編交付金は、交付初年度（再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を開始する年度をいう。次項及び第三項において同じ。）から交付終了年度（法附則第二条第一項に規定する日又は同条第二項に規定する交付終了日の到来により再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を終了する年度をいう。次項及び第五項において同じ。）までの間において、次項から第六項までの規定により防衛大臣が算定した各年度の交付の限度額（以下「年度交付限度額」という。）の範囲内で、交付することができる。

2 交付初年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額の合計額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲に応じたものとなるようにするものとする。

- 一 駐留軍等の再編による再編関連特定防衛施設その他の防衛施設で当該再編関連特定周辺市町村に所在するもの（以下この項において「関係防衛施設」という。）の面積の変化
- 二 駐留軍等の再編による関係防衛施設の建物その他の工作物の設置の態様の変化
- 三 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する艦船又は航空機の数又は種類の変化
- 四 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊への弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両の配備
- 五 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員数の変化
- 六 駐留軍等の再編（駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化及びこれによる影響の変化

- 七 駐留軍等の再編（航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する航空機の数若しくは種類又は飛行経路の変化による影響の変化
- 八 駐留軍等の再編（航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化及びこれによる影響の変化
- 九 他に当該再編関連特定防衛施設について指定された再編関連特定周辺市町村があるときは、それぞれの再編関連特定周辺市町村における当該駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の割合
- 3 交付初年度から再編実施交付年度（四月一日において現に再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている最初の年度をいい、法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定に際して現に当該再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている場合には、当該指定がされた年度とする。次項において同じ。）までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の実施に向けた環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第一項に規定する環境影響評価、施設整備の工事その他の措置の進捗状況に応じて次項に規定する最高限度額に至るまで増減させるものとする。
- 4 再編実施交付年度及び再編実施交付年度後の四年以内の防衛省令で定める期間にある年度の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより算定した額（次項において「最高限度額」という。）とする。
- 5 前項の規定により年度交付限度額が最高限度額とされる年度の翌年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、その経過した期間に応じて最高限度額から減額させるものとする。
- 6 防衛大臣は、駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗に支障が生じた場合において、第二項及び第三項の規定により年度交付限度額を定めることが適当でないとき、これらの規定にかかわらず、防衛省令で定めるところにより、年度交付限度額を減額し、又は零とすることができる。

（再編交付金の交付に必要な措置）

- 第五条** 再編関連特定周辺市町村の長は、第二条に規定する事業として、二年度以上にわたり継続する事業（施設又は設備の設置の事業を除く。）を行おうとする場合には、当該事業に係る最初の再編交付金の交付の申請に当たり、当該事業について、次に掲げる事項を記載した計画を防衛大臣に提出しなければならない。
- 一 事業の目的及び内容
 - 二 事業の始期及び終期
 - 三 事業に要する経費の総額
- 2 前項に規定する事業を行おうとする場合には、当該事業に要する経費の総額を支弁するために必要な額の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けなければならない。
- 3 第一項に規定する事業は、前項の基金からの経費の支弁の終了をもって終了するものとしなければならない。
- 4 第一項の申請に係る再編交付金の交付の決定があったときは、再編関連特定周辺市町村の長は、速やかに同項の計画を公表しなければならない。

第二章 再編関連振興特別地域に係る措置

第一節 再編関連振興特別地域の指定等

（再編関連特定周辺市町村に対する著しい影響の基準）

- 第六条** 法第七条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。
- 一 法第四条第一項第一号に掲げる事由により、再編関連振興特別地域として指定すべき地域における再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が保有する航空機の数が増加すること。
 - 二 法第四条第一項第一号に掲げる事由により、再編関連振興特別地域として指定すべき地域における再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員の数が増加すること。

（国の負担又は補助の割合の特例等）

- 第七条** 法第十一条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。
- 一 法別表一の項に規定する土地改良事業のうち、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第一号及び第二号に掲げる事業であって、駐留軍等の再編による生鮮の野菜その他の農畜産物の需要の増加又は生産に対する影響を考慮して当該農畜産物の適正な供給の観点から速やかに実施することが必要なもの
 - 二 法別表二の項に規定する基本施設又は輸送施設若しくは漁港施設用地の修築であって、駐留軍等の再編による生鮮魚その他の水産物の需要の増加若しくは生産に対する影響を考慮して当該水産物の適正な供給の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難若しくは緊急輸送を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なもの
 - 三 法別表三の項に規定する水域施設等の建設及び改良であって、再編関連特定防衛施設への人員の移動若しくは物資の輸送若しくは当該再編関連特定防衛施設からの人員の移動若しくは物資の輸送のための交通量の増加を考慮して円滑な交通の確保の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難若しくは

緊急輸送を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なものとして、それぞれ国土交通大臣が定めて告示する基準に適合するもの

四 法別表四の項に規定する道路の新設及び改築であって、再編関連特定防衛施設への人員の移動若しくは物資の輸送若しくは当該再編関連特定防衛施設からの人員の移動若しくは物資の輸送のための車両の交通量の増加を考慮して円滑な交通の確保の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難若しくは緊急輸送を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なものとして、それぞれ国土交通大臣が定めて告示する基準に適合するもの

五 法別表五の項に規定する水道施設の新設及び増設であって、駐留軍等の再編による水の需要の増加を考慮して適正な給水の観点から速やかに整備することが必要なもの

六 法別表六の項に規定する公共下水道又は流域下水道の設置及び改築（下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）第二十四条の二第一項第一号 イ又は第二号 に規定するものに限る。）であって、駐留軍等の再編による下水の量の増加又は水質に及ぼす影響を考慮して適正な下水の排除又は処理の観点から速やかに整備することが必要なものとして国土交通大臣が定めて告示する基準に適合するもの

七 法別表七の項に規定する建物の新築、増築及び改築又は施設の整備であって、駐留軍等の再編による児童若しくは生徒の数の増加を考慮して円滑な教育の実施の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なもの

2 法第十一条第二項 に規定する政令で定める事業は、前項第七号に掲げる事業とし、同条第二項 の政令で定める交付金は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項 に規定する交付金とする。

3 法第十一条第二項 の規定により算定する交付金の額は、第一項第七号に掲げる事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項 の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して文部科学省令・防衛省令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあつては、沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）の例による。

第二節 駐留軍等再編関連振興会議

（会議の幹事）

第八条 会議に幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、防衛大臣が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（会議の庶務）

第九条 会議の庶務は、防衛省地方協力局総務課において処理する。

（会議に係る雑則）

第十条 前二条に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年八月二十九日）から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（防衛省組織令の一部改正）

第三条 防衛省組織令（昭和三十九年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（自衛隊法施行令の一部改正）

第四条 自衛隊法施行令（昭和三十九年政令第七十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（令和三年六月三〇日政令第一八九号）抄

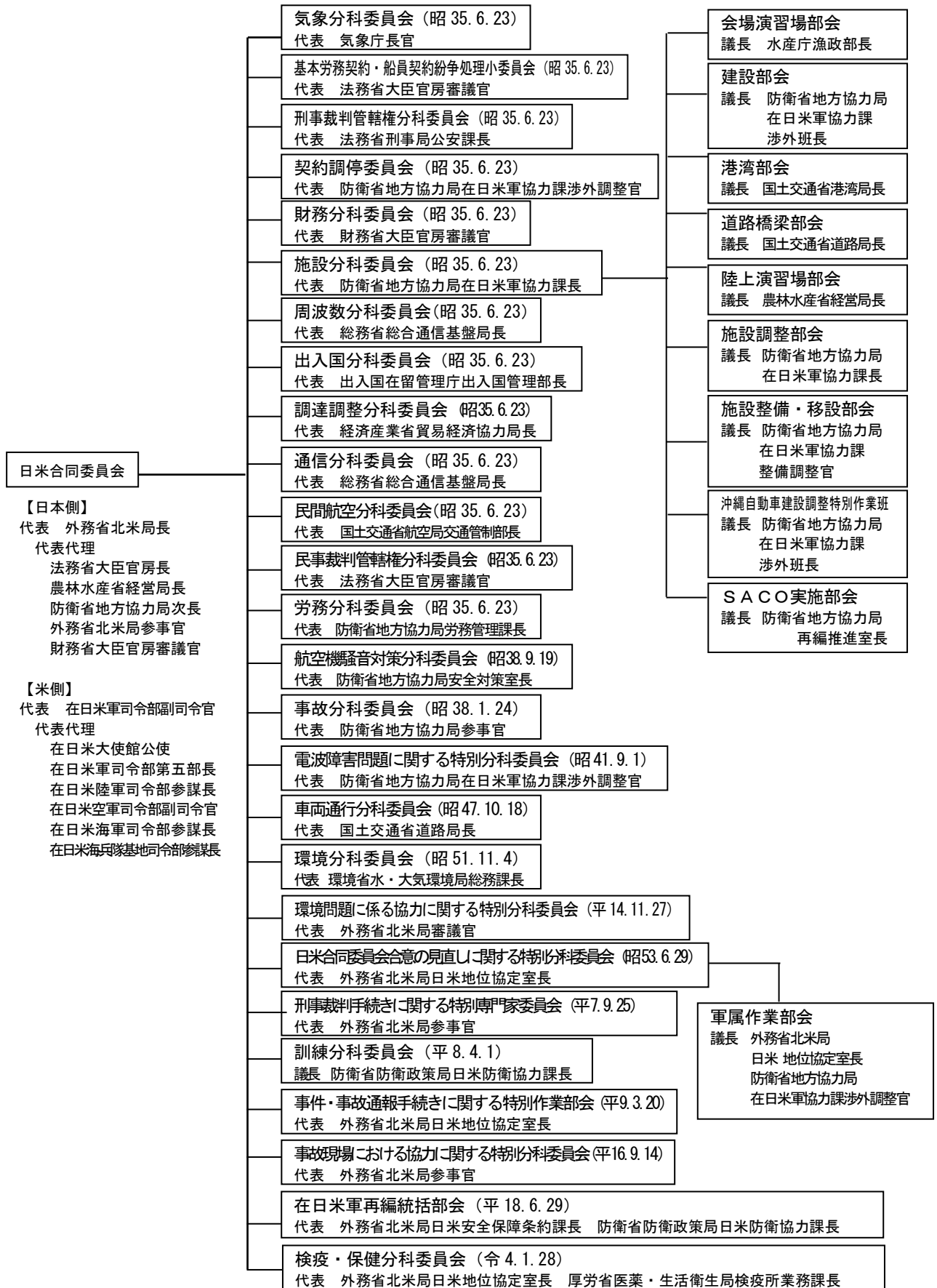
（施行期日）

1 この政令は、令和三年七月一日から施行する。（後略）

11 安全保障に関する日米間の協議の場

名称	内容	構成員又は参加者	
		日本側	米国側
日米安全保障協議委員会(SCC) (「2+2」会合)	日米両政府間の理解の促進に役立ち、安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で、安全保障の基盤をなし、かつ、これに関するものについて協議。 (日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第4条)	外務大臣 防衛大臣	国務長官 国防長官等
日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換。 (日米安全保障条約第4条)	(厳格には定められていない。次官、局長クラス等事務レベル要人より適宜)	(厳格には定められていない。次官、局長クラス等事務レベル要人より適宜)
日米合同委員会	日米地位協定の実施に関して、相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日米両政府間の協議機関。 (日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定25条)	外務省北米局長 防衛省地方協力局長等	在日米大使館公使・参事官 在日米軍司令部副司令官等
防衛協力小委員会(SDC)	緊急時における自衛隊と米軍との間の整合のとれた共同対処行動を確保するために取るべき措置に関する指針を含め、日米間の協力のあり方に関する研究協議。 (安全保障協議委員会の下部機構)	外務省北米局長 防衛省防衛政策局長 統合幕僚監部の代表	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、在日米軍、統合参謀本部等の代表
日米装備・技術定期協議(S&TF)	日米間の装備・技術分野における諸問題についての意見交換。	防衛省装備庁長官 防衛省整備計画局長	国防次官

12 日米合同委員会組織図



13 自衛隊移駐に伴う防衛施設局長との締結文（覚書）

覚 書

横浜防衛施設局長高村清（以下甲という）と座間町長鹿野文三郎（以下乙という）は、在日米陸軍司令部キャンプ座間（座間町行政区域内）の自衛隊一部使用について協議の成立をみたので、ここに双方は文書を交換し別記条件を誠実に履行することを約する。

記

- 第1条** 施設部隊（約300名）の一部使用とし、その範囲は「施設584号（YFA）昭和46年2月13日付横浜防衛施設局長」名文書記載のとおりとする。
- 第2条** （甲）は、キャンプ座間の基地縮少について最大限の努力をする。
- 第3条** キャンプ座間の内、座間町行政区域の約半分に近い地域を、米軍縮少又は撤退の際は（甲）は人口急増と公共施設の必要に迫られている（乙）の今後計画にあたり、住民の都市公共施設の利用に全面的且つ積極的な援助と協力をする。
- 第4条** 上記地域内に（乙）が今後設置しようとする都市施設について、都市計画に必要があるときは（甲）は米軍撤退以前でも、計画決定及び事業実施につき積極的な援助と協力をする。
- 第5条** （甲）は、米軍管理の水道施設の早期移管を積極的に米軍当局と協議し最善の努力をする。
- 第6条** （甲）は、当面県道仮称相武台バイパスの事業計画及び実施につき（用地及び国庫補助）全面的に協力をする。
尚、県道町田厚木線沿い両側の土地を公園緑道として利用できるよう（甲）は積極的に援助と協力をする。
- 第7条** （甲）は、現体育施設（座間神社東側）を返還時に町の体育施設として利用できるよう、その実現に積極的に努力をする。尚、自衛隊の使用中においても支障のない限り住民の利用に便宜を図るものとする。
- 第8条** （甲）は（乙）の要請に依り、災害、救急、公共施設の造成工事等に自衛隊の随時積極的な出動を約する。
- 第9条** （甲）は、自衛隊の日常生活の必需品については（乙）の町内業者を優先することとし、具体的事項については、自衛隊当局と町商工会関係者と協議する。
- 第10条** （甲）は、基地周辺地域の民生安定のため「防衛施設周辺整備法」を今後十分活用し、基地対策の要望に応えるよう努力する。
- 第11条** （甲）は、基地交付金並びに調整交付金の増額については（甲）の所轄外であるが、今後十分（乙）の意向に添うよう自治省に要請する。
- 第12条** （甲）は（乙）が交通安全対策上すでに米軍司令部に申し入れ、一応理解されている文化福祉会館と消防本部前の米軍基地の一部を現在進められている県道相武台入谷線の計画街路事業に併せて、バス待合所設置のため一部土地提供につき、直ちに米軍当局と協議を進め実現を図る。
- 第13条** （甲）は（乙）の本覚書の条項に基づき、施設及び土地の取得又は利用にあたり、国有財産処理上必要な関係省庁間の調整に積極的に努力する。

昭和46年6月25日

（甲） 横浜防衛施設局
局 長 高村 清

（乙） 神奈川県座間町
町 長 鹿野 文三郎

14 覚書（平成 29 年 7 月 7 日見直し）

覚 書

昭和 46 年 6 月 25 日、横浜防衛施設局長高村清（当時）と座間町長鹿野文三郎（当時）が取り交わした覚書（以下「現覚書」という。）については、キャンプ座間（座間市行政区域内）の自衛隊一部使用について締結されたものである。現覚書の締結から 45 年以上が経過し、我が国の安全保障環境が一層厳しさを増すなど、自衛隊を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、我が国の防衛力の強化、さらには、日米同盟の強化が我が国の安全の確保にとってこれまで以上に重要となっている。また、近年、日本各地で甚大な災害が発生しており、国民から自衛隊の災害時の活動に対する期待が高まっている。

このような状況の中、南関東防衛局は、現覚書の履行について誠実に取り組んできており、座間市は自衛隊の任務や日米同盟の重要性を理解するとともに、協力を行い、自衛隊及び在日米軍との間で良好な関係を構築してきた。座間市として、キャンプ座間内に自衛隊が駐屯していることを現実として受け止め、自衛隊の任務を理解しつつ、市域の発展のために自衛隊との共存を図ることが重要であり、引き続き、在日米軍との交流を行っていくことも重要である。

かかる状況に鑑み、座間市と自衛隊及び在日米軍の良好な関係が今後も築かれ、共に地域の発展に資することを約し、南関東防衛局及び座間市は、現覚書を現状に即した内容に見直すことが必要であるとの共通の認識をみたので、現覚書の各条件を下記の内容に改めることを確認した。

記

（キャンプ座間に対する基本姿勢）

第 1 条 南関東防衛局は、キャンプ座間の整理、縮小、返還及び負担軽減策等の推進について最大限の努力をする。

（座間市並びに自衛隊及び在日米軍との協力関係構築のための取組）

第 2 条 南関東防衛局は、災害等に際して座間市と自衛隊が相互に連携し、迅速かつ円滑に災害応急対策を行えるよう、平素からの連携の充実に協力するとともに、座間市が主催する防災訓練や防災に関する会議等に自衛隊が積極的に参加できるように支援する。

2 南関東防衛局は、災害等から市民の生命・財産を守るものとして自衛隊の態勢充実を支援し、また、座間市の要請により、災害、救急、公共施設の造成工事等に対する自衛隊の随時積極的な活動の実施に協力をする。

3 座間市は、キャンプ座間の自衛隊や在日米軍と周辺住民との相互理解を深めるため、スポーツ、音楽等の交流について積極的に連携及び協力をする。

4 南関東防衛局は、キャンプ座間の自衛隊及び在日米軍が、地域コミュニティの一員として地域に密着した活動が展開できるよう協力をする。

5 南関東防衛局は、キャンプ座間内のスポーツ、レクリエーション施設を可能な限り市民に開放するよう、積極的に米側と協議し、最善の努力をする。

（負担軽減等のための取組）

第 3 条 キャンプ座間の整理、縮小、返還を行う際、南関東防衛局は、返還地の利用に関する座間市の構想や計画に対し、全面的かつ積極的な援助と協力をする。また、国有財産処理上必要な関係省庁間の調整に積極的に努力をする。

2 南関東防衛局は、キャンプ座間における周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するため、「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」に基づく施策を含め、周辺地域との調和を図り、座間市の理解と協力を得るよう努力をする。

- 3 キャンプ座間における座間市営水道の導入に関し、南関東防衛局は、積極的に米側及び関係省庁と協議し最善の努力をする。
- 4 南関東防衛局は、米軍管理の水道施設の早期移管を積極的に米側と協議し最善の努力をする。
- 5 南関東防衛局は、自衛隊の食料品や生活用品の購入、施設の維持修繕等について、座間市の市内業者が円滑に入札に参加できるよう、自衛隊による市商工会関係者への説明会の開催等、積極的に情報提供するよう協力をする。

(キャンプ座間における運用の態様の変更等)

第4条 南関東防衛局は、キャンプ座間における部隊改編等の重要な運用の態様の変更が行われる場合には、速やかに座間市に情報の提供を行う。特に著しい変更があるときは、事前に南関東防衛局は座間市の理解を得るよう協議する。

- 2 座間市並びに自衛隊及び在日米軍との協力関係が一層進展するよう、座間市及び南関東防衛局は、キャンプ座間に関する諸問題の解決に努める。

平成 29 年 7 月 7 日

南関東防衛局長 堀地 徹

神奈川県座間市長 遠藤 三紀夫

15 確認書（昭和46年6月）

横浜防衛施設局高村清（以下甲という）と座間町長鹿野文三郎（以下乙という）は、キャンプ座間（座間町行政区域内）の自衛隊の一部使用に関する覚書の交換にあたり甲、乙双方下記事項につき合意に達したので、これを証するため覚書とともにここに確認書2通を作成し甲、乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

記

第1条 （甲）またはその他の理由により、覚書記載の各条項のいずれかについて将来共実現不可能の場合は、覚書は無効とし自衛隊の使用は取消す。

ただし、（乙）がその理由を理解した場合はこの限りではない。

第2条 前条の規定により覚書が無効になった場合において生ずる（甲）のいかなる費用について（乙）は何らの責も負わない。

第3条 覚書または確認書の規定に関し甲と乙との間に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、（甲）、（乙）協議して定める。

昭和46年6月25日

（甲）横浜防衛施設局

局長 高村 清

（乙）神奈川県座間町

町長 鹿野 文三郎

16 確認書（平成20年8月）

確認書

平成18年5月30日に閣議決定された「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」において具体的な措置として着実に実施していくものとする事とされたキャンプ座間における在日米陸軍司令部の改編等については、国は、司令部機能が強化され座間市及び同市市民に対する新たな負担となるものと認識している。

そこで、昭和46年6月25日付け覚書（横浜防衛施設局長（当時）と座間町長（当時）が取り交わしたものをいう。以下「覚書」という。）において、防衛省が座間市に対し誠実に履行すると約したキャンプ座間の基地縮小など、座間市及び同市市民の負担の軽減策等を責任をもって履行するため、防衛省と座間市は、継続的、定期的に両者が協議を行う場を設置することに合意し、ここに確認する。

記

（目的）

第1条 防衛省は、座間市が市総合計画の中で基地の整理・縮小・返還を掲げている基本姿勢である市是を真摯に受け止め、その着実な具現化を図るべく同市に対し誠実に履行すると約している覚書及び負担の軽減策等を責任をもって履行するため、防衛省と座間市が協議するものとする。

（設置）

第2条 防衛省と座間市は、覚書及び負担の軽減策等を防衛省が誠実に履行する責務を有することを相互に確認し、その実効性を確保するため、今般の米軍再編を契機とし、負担の軽減策等について協議を行う「キャンプ座間に関する協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第3条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）市是の着実な具現化を図るべく座間市に対し誠実に履行すると約している覚書に関する事
- （2）座間市及び同市市民負担の軽減策等に関する事
- （3）その他特別の事情が生じ協議すべきと認められる事項

（構成）

第4条 協議会に代表幹事会を置く。また、代表幹事会の下に幹事会を置く。

2 代表幹事会及び幹事会の構成員は、防衛省、座間市それぞれが指名し、別途定めるところによる。

（開催）

第5条 代表幹事会及び幹事会の開催は次のとおりとする。

- （1）代表幹事会は年1回を原則とする。
- （2）幹事会は年4回を原則とする。
- （3）代表幹事会及び幹事会は、必要に応じ開催することができる。

（雑則）

第6条 代表幹事会及び幹事会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

（その他）

第7条 本確認書に疑義又は定めのない事項が生じたときは、確認者は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

昭和20年8月8日

防衛省地方協力局長	井上 源三
南関東防衛局長	齊藤 敏夫
座間市長	星野 勝司

17 「昭和49年 基地跡地利用対策委員会」 答申書

昭和49年8月5日

座間市長 鹿野 文三郎 殿

座間市基地跡地利用対策委員会
会長 山田 和夫

キャンプ座間基地跡地利用計画について（答申）

昭和48年9月27日付をもって諮問のあったキャンプ座間基地の跡地利用計画を別紙のとおり答申します。

まえがき

我々市民各層代表15名は市民参加の行政を目標に市長から、昭和48年9月座間市基地跡地利用対策委員に委嘱されキャンプ座間基地の跡地利用計画を検討すべく諮問を受け以降現地調査を含め6回におよぶ会議を開き慎重審議を重ねたものであります。

計画策定にあたっては、市の総合計画を十分尊重し、さらに基地周辺の諸条件と市民の声をふまえ別紙計画のとおり意見の集約を見たものであります。

この計画実現には多くの問題と障害が内臓されていることと思われませんが、市民の大きな願望と期待が寄せられていることをご留意願ひ、日米安全保障条約解消と米軍撤退後は市民の積極的参加と協力を求め政府関係機関に強力に要請され計画実現のためご努力されますことを要望し、ここに計画を答申いたします。

キャンプ座間基地跡地利用計画

1 計画策定の基本的方針

本市の総合計画を見ると、キャンプ座間基地の早期返還を求め市民に対し恵まれた自然環境を生かし都市施設を確保し、生活環境の整備、福祉の追求、教育文化振興の施策を推進し市民生活環境向上に貢献するものと定めている。

従って、基地跡地利用計画に必要な調査研究、情報の収集等により跡地利用計画に際しては、福祉、教育文化追求のための都市施設等を高次元より積極的に検討を加え次の方針に沿い計画した。

- (1) 跡地利用計画地域は、昭和46年6月座間市長と横浜防衛施設局長が自衛隊の一部使用に伴い締結した覚書に定める地域につき策定した。
- (2) ノースキャンプ地域については、恵まれた自然と地形を極力生かすことを前提として諸施設の計画をした。
- (3) サウスキャンプ地域については、在日米陸軍司令部及び同本州司令部が使用している鉄筋建の耐久建物は再利用すべきものとし、教育文化振興の施策を計画した。

2 地域別利用計画

(1) ノースキャンプ住宅地域

この地域は市内の中でも最も起伏に富んだ景勝の地であり自然の緑地と樹木が多く存在している。この自然の起伏と大量の緑は本市にかかすことの出来ないものであり、出来うる限り現状の地形を生かし良好の環境条件が必要とされる市民願望の総合病院を重点に置き市民生活環境施設を配置した。

又、当地域は市民唯一の足の動脈とされている小田急線相武台前駅に接近し、さらに県道町田厚木線既に建設中の相武台入谷線都市計画街路の緑ヶ丘大塚線と幹線道路の集中する交通便に恵まれる核的要因をもつ地域であることと公共施設においても文化福祉会館、消防署が既存されている等の周辺環境の諸条件を考慮し市庁舎の施設も計画した。

(2) サウスキャンプ司令部所在地

先ず中央道路帯をもって計画を大別し、西側の在日米陸軍司令部が使用している鉄筋2階建の建物が特殊に設計されている関係上多目的に使用することを前提に国、県が管理する総合産業文化会館として、そのまま利用することとし結果的には、本市の教育文化振興の凝集力点とすべきものとした。

県道町田厚木線沿いにある兵員宿舎鉄筋3階建の建物はそのまま活用することとし、市民が多様化する社会諸問題に十分対応できるため教育研修の場である研修センターとして計画した。

東側の本州司令部所在の建物、鉄筋2階建は再利用することとし、本市の義務教育施設の将来を想定してみても小中学校の新設が必要とされている。

従って、この広大な面積を他に求めるためには財政地理的条件から無理あるものと思されるので、小中学校各1校の位置づけを配慮した。

(3) その他

既設座間公園と富士山公園を結ぶ緑道をノースキャンプの一部に計画し恵まれた自然環境である両公園を市民が積極的に利用するよう期待した。

18 「昭和 53 年 座間市基地返還促進委員会」 答申書

昭和 53 年 8 月 18 日

座間市長 本多 愛男 殿

座間市基地返還促進委員会
会 長 吉川 孝衛

キャンプ座間基地跡地利用計画の見直し等について（答申）

昭和 52 年 8 月 25 日をもって諮問のあったキャンプ座間基地跡地利用計画の見直しを含む 5 項目については、総合的かつ長期的展望にたった方向付が必要であり、限られた期間での審議は困難である。従って当面する市行政のなかで緊急性を要する問題についてのみ検討を加えたものであります。

その内容について、別紙のとおり答申いたします。

まえがき

我々市民各層代表 15 名は昭和 52 年 8 月座間市基地返還促進委員会委員に委嘱され、キャンプ座間基地にかかわる 5 項目について市長より諮問を受けて以来、当該諮問事項について慎重審議を重ねてまいりました。

審議に当っては、市の総合計画を基本とするとともに昭和 49 年 8 月座間市基地跡地利用対策委員会のキャンプ座間基地跡地利用計画の答申を尊重しながらも、その後の社会情勢の変化に速やかに対応するため、跡地利用計画の一部の変更について止む得ないとの意見集約を見たものであります。

この一部見直しを含め跡地利用計画の実現には、多くの問題と障害が内蔵されていることと思いますが、市民の大きな願望と期待が寄せられていることに留意願い、市民の積極的参加と協力を求め政府関係機関に強力に要請され計画実現のため努力されますことを要望し、ここに答申いたします。

1 跡地利用計画の見直し、決定、市民広報、市民の協力、援助方策の確立の方途について

人口急増の本市にあって特に相武台地区は、交通にも恵まれて、開発が著しく進み、学童増による小学校新設が急務となっている。

しかしながら当該地区は、住家が密集しており学校建設用地の確保が不可能な状態であるので、ノースキャンプ東側の地域を小学校建設予定地に利用計画の一部を変更すべきである。今後、市民の協力を求めるためには、実情を訴え一層の理解を得る必要がある。

2 基地返還に伴う現行国有財産法、同特別措置法の跡地処分方式についての改正要望すべき事項の検討と財政計画について

昭和 51 年 6 月 21 日国有財産中央審議会は大蔵大臣の諮問に対し、基地返還後の国有地の処理基準等を答申した。

それによると、大都市及びその周辺に所在する大規模な返還財産（10 万平方メートル程度以上の土地）については 3 等分（地元地方公共団体等の利用、国、政府関係機関等が利用、当分の間処分保留）として処理すべき内容となっている。

しかも、昭和 53 年 2 月には返還された基地跡地の処分価格について、全国渉外知事会長（長洲神奈川県知事）と大蔵省理財局で学校用地に充てる場合の売払基準が合意された経過等からして当面これら方式に準拠しななければならないものと思われる。

しかしながら、国有財産中央審議会の答申である基地返還後の 3 等分の処理基準は、本市の土地利用計画に大きな弊害であるので、その改正を強く求めるべきである。

又、処分価格について学校用地以外の公共用地については、無償貸与の対象拡大等を含め地元公共団体の要望実現に積極的に努力するべきである。

3 昭和 46 年自衛隊移駐に伴う覚書の確認と覚書に対する今後の市の基本姿勢について

自衛隊移駐の際、横浜防衛施設局と締結された覚書は、本市の基本計画上の基地対策の基本に添っており、覚書の履行は基本計画の具現化であるので誠実な履行に努めるべきである。

4 基地縮小と解雇問題、離職者対策について

現在、座間基地に勤務している日本人従業員は座間労管調べでは 1,364 人となっており基地の返還縮小並びに円高ドル安という経済情勢から基地従業員の解雇問題が今後大きくなることが予想されるので、米軍側の動向に充分留意するとともに基地従業員離職相談室を設置する等、積極的対策を講ずる必要がある。

5 キャンプ座間の返還促進基本方針について

基地返還促進委員会の充実を図り、市民総ぐるみで基地の返還を求めていく。

当面、遊休的地域の早期返還を積極的に推進するとともに昭和 46 年 6 月自衛隊移駐の際、締結された覚書の誠実な履行を関係機関に強く要請し、各条項の実現に引き続き努めるべきである。

19 「昭和 57 年 座間市基地返還促進委員会」 答申書

昭和 57 年 2 月 26 日

座間市長 本多 愛男 殿

座間市基地返還促進委員会
会長 吉川 孝衛

座間市基本構想に基づくキャンプ座間の基地行政のあり方について（答申）

昭和 55 年 3 月 21 日をもって諮問のあった上記のことについて、審議結果を別紙のとおり答申いたします。
なお、少数委員の意見として今後の対応の参考とすべく別紙に附記いたしました。

まえがき

我々市民各層の代表 25 名は、昭和 55 年 3 月座間市基地返還促進委員会委員に委嘱され「座間市基本構想に基づくキャンプ座間の基地行政のあり方について」市長から諮問を受けました。

審議にあたっては、既に市議会において承認が得られた市基本構想の趣旨を尊重し、現地の視察調査を含めて慎重に審議を重ねてまいりました。

一方、最近の基地に係わる国際情勢は多くの問題と課題を内蔵し、その対応は慎重な判断と行動が必要とされます。

基地を抱える自治体として、市民生活と環境保全と福祉向上のためにも基地返還問題については今後も市民の意見を十分反映願ひ、政府関係機関等へ強力な要請を行い、実現のために努力されることを要望してここに答申いたします。

1 基地全面返還の基本姿勢について

キャンプ座間は、過密する神奈川の中でも特に人口増加の著しい県央地域に位置し、在日米陸軍の中樞機関と陸上自衛隊が共同使用し、市の土地利用計画上大きな障害となっている。

この基地が全面返還されることは市民も願望するところであります。したがって、基地の返還にあたっては全面返還を基調としながらも国内外の現実を見きわめ、政府及び社会情勢の動向を慎重に受けとめながら、昭和 46 年陸上自衛隊の移駐に際し横浜防衛施設局長と締結した覚書の精神に基づく返還運動と同時に未決事項の解決にあたっては地元市の実情を訴え、政府関係機関は責任をもって早期解決のために努力することを促し、市としてもそれらの要請を強力にすべきと考える。

2 跡地利用計画について

昭和 49 年 9 月本案の前身である基地跡地利用対策委員会においてサウスキャンプ（県道南側部分）及びノースキャンプ（県道北側部分）の一部地域について跡地利用計画構想図が答申された。

しかし、市の核づくり構想の変更に伴いこの跡地は市の基本計画にそった施設計画として利用を図り同時に県央核として、県市協調のもと利用計画を樹立すべきである。

3 市民ぐるみの運動の展開について

これまで、キャンプ座間基地に係わる移駐、返還等大きな動態と経過については、市並びに市議会において広報特集号の発行と立看板、横断幕の掲出によって市民等に周知対応が図られてきた。

したがって、従来実施された広報特集号の発行等によって市民への周知と理解を求めつつ、政府関係機関等に対しては、実情の訴えを今後も引き続き実施すべきである。運動展開の方針として市民ぐるみ運動の展開から県民運動へと発展させるべきである。

別紙

答申文の作成協議の中で、次のとおり少数委員の意見がありました。

その 1 「まえがき」の項

「一方、最近の基地に係わる国際情勢は、多くの問題と課題を内蔵し、その対応は慎重な判断と行動が必要とされます。」の部分について削除すべきとの少数意見が合った。

その 2 「1 基地全面返還の基本姿勢について」の項

「特に自主防衛策が論じられる現在、基地に係わる問題は国民的課題であり、追求すれば防衛施策から国際間の安全保障条約にまで発展することも理解しなければならない。」との少数意見があった。

その 3 「3 市民ぐるみの運動の展開について」の項

「基地返還促進の市民会議及び県民会議を組織する、運動の展開にあたっては現地米軍に対し慎重に対処する必要がある。」との少数意見があった。

平成 22 年 11 月 9 日

座間市長 遠藤 三紀夫 殿

座間市基地返還促進委員会
会長 木村 功

答 申 書

平成 22 年 3 月 18 日付けをもって諮問のありましたキャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の返還跡地の利用計画を別紙のとおり答申します。

まえがき

キャンプ座間の返還に関しては、平成 18 年 5 月に日米安全保障協議委員会でチャペル・ヒル住宅地区の一部約 1.1 ヘクタールの返還が決定され、また、平成 21 年 10 月には、国と市との協議機関である「キャンプ座間に関する協議会」において、国から追加的返還候補地として陸上自衛隊家族宿舎用地を含む約 4.3 ヘクタールが新たに提示されています。

このような中で、我々市民各層代表 15 名は、平成 22 年 3 月、座間市基地返還促進委員会委員に委嘱され、市長から「キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の返還跡地の有効活用を図るため、その利用計画について」諮問を受けて以来、現地調査を含め 5 回に及ぶ会議を開き、慎重審議を重ねてまいりました。

跡地利用計画の策定にあたりましては「キャンプ座間に関する協議会」の協議内容や市政に対する市民要望等を踏まえるとともに、市の財政負担を極力抑制するため、国有財産の処分に係る優遇措置等も考慮した中で、最大限有効に活用できるよう多角的に検討し、次のとおり意見の集約を見たものです。

この計画実現には、解決を必要とする多くの課題が内在していると思われませんが、市民の大きな期待に応え、関係機関との連携のもとに全力で取り組まれるよう切望し、ここに答申いたします。

キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区返還跡地利用計画

1 計画策定の基本的方針

今回の返還は、基地が所在する市の負担軽減策として国から示されたものであり、市民にとってもそれを実感できる活用が求められる。そのため、次の基本的な方針に基づき、計画を策定した。

- 1) 返還跡地として利用計画を策定する範囲は、返還予定地約 1.1 ヘクタール、追加的返還候補地約 4.3 ヘクタール、既存敷地約 0.2 ヘクタールの合計約 5.6 ヘクタールとする。
- 2) 跡地利用計画は、市の財政負担を極力抑制する中で、用地を最大限有効に活用できるよう総合的に検討する。
- 3) 追加的返還候補地の一部用地を国が利用することを前提として計画する。
- 4) 国と市との協議機関である「キャンプ座間に関する協議会」の協議内容や市政に対する市民要望等を踏まえた計画とする。
- 5) 返還跡地の現況や周辺公共施設との関連等を勘案して計画する。

2 跡地利用計画

返還跡地を市が利用するにあたっては、そのコンセプトを“スポーツと健康の森”とし、既存の市民体育館・大坂台公園との一体性を持った活用を意図した。具体的には、整備が望まれる施設として、病院及び公園を位置づけるとともに、返還跡地を大きく 3 つのゾーンに区分し、それぞれの利用を次のとおり計画した。

- 1) 病院誘致ゾーン
病院誘致ゾーンは、市民の要望が最も高い総合病院を誘致することとし、市の救急医療体制を充実させるよう計画した。面積は、約 1.5 ヘクタールとし、既存敷地を効果的に活用するため、現在の市民体育館第 2 駐車場もこの区域に含めることとした。
- 2) 公園ゾーン
公園ゾーンは、現状の地形を活かして緑地、交流広場、多目的広場及び公園利用者等の駐車場を整備するほか、展示施設や学習室、管理事務所等を含む複合施設を設置する区域として計画した。面積は、約 1.5 ヘクタールとし、隣接する市民体育館、大坂台公園との連携を図るとともに、多目的広場は市民体育館の臨時駐車場としても活用することとした。
- 3) 陸上自衛隊家族宿舎建設ゾーン
陸上自衛隊家族宿舎建設ゾーンは、250 戸の陸上自衛隊家族宿舎を国が建設する区域として計画した。面積は、約 2.0 ヘクタールとした。
- 4) その他
返還跡地内の道路については、国が整備する陸上自衛隊家族宿舎へのアプローチ道路を有効活用する形で計画した。また、県道町田厚木線沿いに歩道を整備し、バリアフリー化を図ることとした。

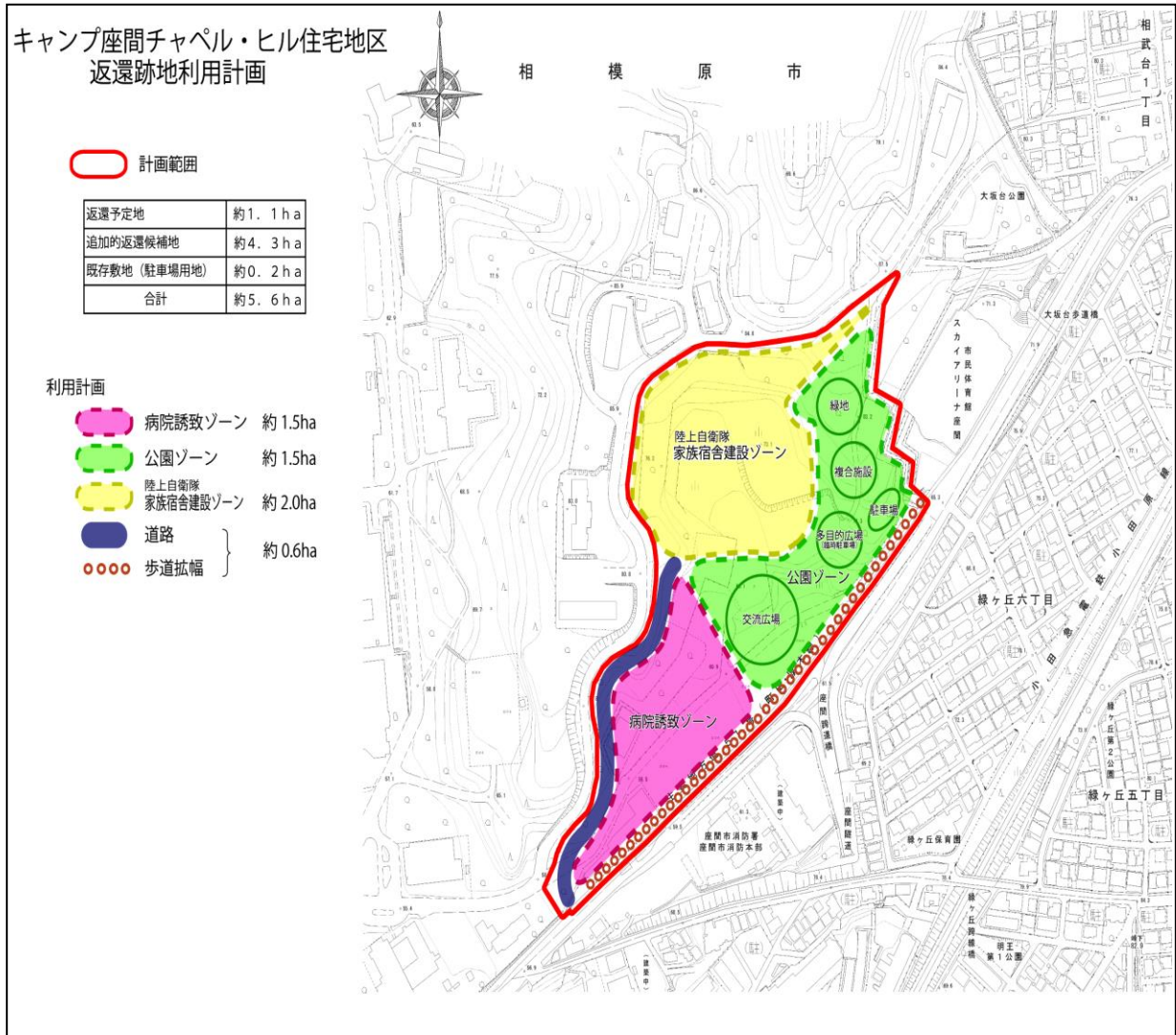
3 跡地利用計画図（別添）

4 計画推進のために

本計画の推進のため、次の意見を付す。

- 1) この計画は、返還跡地の利用について一定の方向を示したものであり、今後、市として詳細な検討を加えたい。特に、公園ゾーンの施設については、国の補助制度等を活用する中で内容を十分に精査されたい。
- 2) 病院誘致にあたっては、現状の医療圏における病床過剰地域の課題解決とともに、市の財政負担を極力少なくする方策を模索するなど、その実現に向けて全力で取り組まされたい。
- 3) 今後とも、返還跡地に係る国との協議を積極的に行い、市の跡地利用に対する最大限の配慮を求められたい。

（別添跡地利用計画図）



21 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律

昭和二十七年四月二十八日法律第十号
最終改正：平成二四年六月二七日法律第四二号

(目的)

第一条 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「協定」という。）を実施するため、アメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）の軍隊の用に供する国有の財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に定める国有財産並びに同法の適用を受けない国有の動産及び権利をいう。以下同じ。）について、その管理及び処分の特例を設けることを目的とする。

(無償使用)

第二条 国は、協定を実施するため国有の財産を合衆国の軍隊の用に供する必要があるときは、無償で、その用に供する間、合衆国に対して当該財産の使用を許すことができる。

(原状回復請求権の放棄)

第三条 前条の規定により合衆国に使用を許した国有の財産については、国は、当該財産の返還に当り、合衆国に対し、その原状回復又はこれに代る補償の請求を行わないものとする。

(一時使用等の許可)

第四条 国は、第二条の規定により合衆国に使用を許した国有の財産について、協定第二条第四項(a)の規定に基き、その用途又は目的を妨げない限度において、他の者にその使用又は収益を許すことができる。

2 前項の規定により使用又は収益を許した場合において、その使用又は収益をする権利は、合衆国が当該財産を返還した時において消滅する。

(貸付契約の解除)

第五条 国有財産法第二十四条（同法第十九条及び第二十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第二条の規定により合衆国に国有の財産の使用を許すため必要を生じた場合について準用する。この場合において、国有財産法第二十四条中「国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業」とあるのは、「国においてアメリカ合衆国の軍隊」と読み替えるものとする。

(特別会計に属する国有の財産の所管換等)

第六条 特別会計に属する国有の財産につき第二条の規定により合衆国に使用を許す場合においては、当該財産は、一般会計に所管換若しくは所属替をし、又は一般会計の使用として整理するものとする。

(関係行政機関等の意見の聴取)

第七条 国が第二条の規定により合衆国に対して政令で定める国有の財産の使用を許そうとするときは、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長、関係のある都道府県及び市町村の長並びに学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

附 則

この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

附 則 （平成二四年六月二七日法律第四二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

22 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律施行令

昭和二十八年九月十七日政令第二百八十五号
最終改正：昭和三五年六月二三日政令第一七四号

内閣は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第七条の規定に基き、この政令を制定する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律第七条の政令で定める国有の財産は、同法第二条の規定により合衆国に使用を許そうとする国有の財産のうち、その使用を許すことが産業、教育若しくは学術研究又は関係住民の生活に及ぼす影響その他公共の福祉に及ぼす影響が軽微であると認められるもの以外のものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年六月二三日政令第一七四号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

23 米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について

昭和51年6月21日 国有財産中央審議会答申

在日米軍基地は漸次縮小され、特に最近においては、昭和48年1月26日の日米合同委員会で合意をみた「関東平野における合衆国軍施設の整理統合計画」（いわゆる「関東プラン」）等に基づき、多くの大規模な提供財産が逐次返還されてきている。これらの大規模な返還財産には、首都圏に所在するものが多いが、このような広大な土地は、将来再び得られないと考えられるので、現下の都市問題、土地問題の解決に大きく寄与するよう、その有効な利用が期待されることである。したがって、その利用に当っては、国家的需要の充足、住民福祉の向上等各般の要請に総合的にこたえつつ、長期的視野に立って最も効率的な利用計画の策定に取り組むべきであり、そのためには、関係者全員の理解と協調が強く求められているといえよう。

国有地の有効利用については、既に昭和47年3月10日当審議会の答申において「公用、公共用の用途に優先的に充てること」を指摘したところであるが、これらの大規模な返還財産の処理に当っては、上記答申の趣旨に沿って対処することが特に重要であると考えられる。以上のような視点から、米軍提供財産の返還後の利用に関しては、次のような考え方により対処すべきであると考えられる。

1 処理基準の必要性

返還財産については、長年にわたる米軍基地の存在からくる特別な住民感情もあって、その利用計画に対する地元住民の関心は極めて高く、可能な限り多くの面積を地元で利用したいという強い要望がある。

一方、国や政府関係機関等においても、行政需要の増大等に対処するため首都圏での施設の設置を要するものが多く、最近における用地取得権から、返還財産に対する需要は極めて大きい。同時に、これらの大規模な返還財産は、いわば残された最後の貴重な国有地であるから、現在の需要のみならず、現時点では予測できない将来の需要にも充てることを考慮すべきである。このような情勢の下において、大規模な提供財産が多数返還されつつあるとき、その個々の財産につき統一的な原則なしに利用計画を策定しようとしても、各方面からの競合する要望の調整は、実際問題として極めて困難であるのみならず、各地元相互間で不公平な結果を招くことになりかねない。したがって、返還財産の有効利用を早期に実現するためには、この際、その利用区分に関し統一的な処理基準を設け、それに基づき速やかに利用計画を策定することが必要である。

2 処理基準の概要

返還財産の利用区分に関する統一的な処理基準としては、次によることが適当と認められる。

すなわち、大都市及びその周辺に所在する大規模な返還財産（10万平方メートル程度以上の大地）については、特別なものを除き、おおむねその面積を3等分して、それぞれ次のように処理するものとする。

- (1) 地元地方公共団体等が利用する（A地区）。
- (2) 国、政府関係機関等が利用する（B地区）。
- (3) 当分の間処分を保留する（C地区）。

この場合、A地区、B地区への充ちは、それぞれ緊急性が高く、かつ、早期に実施可能なものから優先的に行うこととし、A地区、B地区それぞれにおいて当面の需要がその面積に満たない場合には、残余の土地はC地区（留保地）に含め保留するものとする。この処理基準に従って具体的な利用計画を策定するに当たっては、地元地方公共団体を含め関係機関相互間で十分意見の調整を図る外、当該返還財産を含む周辺地域一帯の総合的土地利用計画との整合性についても配慮すべきである。

3 留保地の考え方

この処理基準における留保地は、現時点では予測できない需要に備えるためのものである。特に、最近のように、社会的、経済的変動の激しい時期においては、大規模な返還財産の全域にわたって具体的な利用計画を短期間に決めてしまうことは適当でなく、その一部について利用計画の策定を留保しておくことが、長期的にみて土地全体としてのより有効な活用に資すると思われる。将来、留保地の利用計画を策定するに当っては、地元地方公共団体を含め関係者間で十分な調整を図るべきであり、また、その利用計画においては、A地区及びB地区の利用状況との調和を保つことはもちろん、当該返還財産を取巻く周辺地域一帯の実情との整合性についても配慮すべきことはいうまでもない。なお、留保地については、将来の利用計画策定を阻害しない範囲内において、地元住民のための運動広場等として利用できるよう、その一部を地方公共団体等に対し暫定的に開放することも考慮すべきである。

4 返還財産の処分条件

昭和47年3月10日、当審議会は、「庁舎等の移転跡地のように移転経費を要した国有地を運用処分する場合には、その移転経費を考慮し、原則として有償処分によることとする」旨の答申を行ったところである。

返還財産については、その返還に相当する移転経費を要しているものが大部分である。また、これらの移転経費は、米軍基地の全体的整理縮小に伴って必要とされるものであるから、返還財産全体に対応させて考えるべきであり、個々の返還財産ごとに直接その返還財産に要した移転経費の額のみに応じて処分条件を定めることは適切とはいえない。したがって、返還財産の処分に際しては、原則として有償処分とし、法令上優遇措置の認められる用途に充てる場合は、その優遇措置の適用限度について、すべての返還財産を通じ、統一を図ることとするべきである。このことは、返還財産の存在しない他の地方公共団体とのバランス上必要であり、また、返還財産を利用する地方公共団体等相互間の負担の公平のためにも不可欠である。

24 返還財産の処分条件について

昭和 54 年 12 月 24 日蔵理第 4824 号
最終改正：令和 4 年 6 月 6 日財理第 1985 号

大蔵省理財局長から各財務局長、沖縄総合事務局長宛

在日米軍から返還された財務省所管普通財産（旧軍港市転換法（昭和 25 年法律第 220 号）第 4 条又は第 5 条（特別の措置）の規定を適用する場合の当該財産を除く。以下「返還財産」という。）を地方公共団体等に対して処分（貸付けを含む。以下同じ。）をしようとする場合において、当該処分につき優遇措置を定めている法令を適用するときの取扱いを、昭和 51 年 6 月 21 日付国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」（以下、「答申」という。）の趣旨に沿って、普通財産の処分条件に係る他の通達の規程にかかわらず、下記のように定め、昭和 54 年 11 月 1 日以後処分する財産について適用することとしたから、了知されたい。

なお、昭和 53 年 5 月 24 日付蔵理第 2104 号「返還財産の処理について」は、廃止する

記

1 対象財産

返還財産のうち未利用の土地（使用承認、管理委託等により暫定的に利用されているものを含む。）で、昭和 32 年 1 月 1 日以降に返還されたものに適用する。

2 処分条件

返還財産を、別表第 1 又は別表第 2 の A 欄に定める施設の用に供しようとする地方公共団体等に処分をしようとする場合におけるこれらの表の B 欄に定める法令上の優遇措置の適用については、それぞれ、これらの表の C に定めるところによるものとする。

なお、処分相手方が水害予防組合又は土地改良区である場合の取扱いについては、別表第 1 に定める地方公共団体についての取扱いに準ずるものとする。更に、別表第 1 第 11 項（4 割減額売払い）の適用に関しては、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項 C 欄の規定にかかわらず、時価からその 4 割 5 分を減額した対価により売り払うことができるものとする。

- (1) 返還財産を高等学校の用地として売り払う場合において、当該学校の設置場所が、文部科学省において、高等学校の新增設建物整備補助金の交付に当たり、高等学校の生徒が急増している都道府県と認めた区域内にあるとき。
- (2) 返還財産を別表第 1 第 11 項 A 欄の(1)から(3)まで、(7)及び(9)から(12)までに掲げる施設のうち別表第 3 に掲げるものの用地として売り払う場合において、当該施設の設置場所が首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）第 2 条に規定する既成市街地又は近郊整備地帯の区域内にあるとき。

3 優遇措置の適用面積

上記 1 に定めるところによって、売払いに当たり優遇措置を適用することができる面積は、適正規模（昭和 48 年 12 月 26 日付蔵理第 5722 号「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」記第 1 の 2(1)に定める適正規模をいう。以下同じ。）の範囲内に限るものとし、やむを得ず適正規模を超える面積を売り払う場合には、当該超える面積については、時価によるものとする。

4 本省承認

特別の事情があるため、本通達に定めるところと異なる処理をすることが適当であると認められる場合には、理財局長の承認を得た上、当該処理をすることができるものとする。

別表第1

処分相手方が地方公共団体の場合

欄 項	A(施設)	B(優遇措置を 定める法令の規 定)	C(処分条件)
1	(1) 火葬場 (2) 墓地 (3) ごみ処理施設 (4) 屎尿処理施設 (5) と畜場	国有財産法第22 条第1項第1号及 び第28条第4号	譲与又は無償 貸付け
2	公共下水道、流域下水道及び都市下水路	下水道法第36条	
3	都道府県道及び市町村道	道路法第90条第 2項	
4	(1) ため池 (2) 用排水路 (3) 信号機 (4) 道路標識 (5) 国有財産法施行令第15条(小規模な施設)に規定する施設	国有財産法第22 条第1項第1号	無償貸付け
5	(1) 水道施設 (2) 防波堤、岸壁、さん橋、上屋等の臨港施設	国有財産特別措 置法(以下「措置 法」という。)第2 条第1項	
6	(1) 緑地 (2) 公園	国有財産法第22 条第1項第1号	処分する面積 の3分の2に ついて無償貸 付け、残りの3 分の1につい て時価売払い
7	(1) 国有財産特別措置法施行令(以下「政令」という。)第2条第1項に規定する保護施設(救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設) (2) 政令第2条第2項に規定する児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設) (3) 政令第2条第3項に規定する障害者支援施設 (4) 政令第2条第4項に規定する老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)	措置法第2条第2 項第1号から第4 号まで	時価からその 5割を減額し た対価による 売払い
8	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の用に供する施設	措置法第2条第2 項第5号	
9	更生保護事業法第49条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第2条第2 項第6号	
10	学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校(前期課程に限る。)、又は特別支援学校の施設(学校給食の実施に必要な施設を含む。)で、政令第2条第7項各号に規定する地域にあるもの	措置法第2条第2 項第7号	
11	(1) 措置法第3条第1項第1号イに規定する医療施設及び保健所の施設 (2) 同号ロに規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち本表第7項A欄に掲げる施設以外のもの (3) 同号ハに規定する学校施設のうち本表第10項A欄に掲げる施設以外のもの (4) 同号ニに規定する公民館の施設 (5) 同号ホに規定する公立図書館の施設 (6) 同号ヘに規定する公立博物館の施設 (7) 同号トに規定する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の施設 (8) 同号チに規定する更生保護事業施設のうち本表第9項A欄に掲げる施設以外のもの (9) 同号リに規定する農業者研修教育施設その他これに準ずる施設 (10) 同号ヌに規定する住民に賃貸する目的で経営する住宅施設 (11) 同号ルの規定に基づき政令第3条第1項に規定する公害の状況を把握し、又は公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視又は測定に関する施設及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理施設(ごみ処理施設及びし尿処理施設を除く。) (12) 同号ヲの規定に基づき政令第3条第2項に規定する体育館、水泳プール及び運動場 (13) 同号ワの規定に基づき政令第3条第3項に規定する排水ポンプ、俵、丸太その他の水防に必要な危惧、又は資材を保管するための施設、消防自動車、動力消防ポンプ、その他の消防の用に供する機械器具を保管するための施設、消防の用に供する望楼及び警鐘台その他の防災上必要な監視又は通信に関する施設及び応急自動車を保管するための施設	第3条第1項第1 号イからワまで	時価からその 4割を減額し た対価による 売払い

別表第2

処分相手方が地方公共団体以外の場合

欄 項	A(施設)	B(優遇措置を 定める法令の規 定)	C(処分条件)
1	(1) 社会福祉法人が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定に基づき都道府県知事又は市町村長の委託を受けて行う当該委託に係る保護又は措置等の用に主として供する施設 (2) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第3号ハに掲げる用に供する施設(同号イ又はロに掲げる用に併せて供するときに限る。) (3) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第4号ロに掲げる用に供する施設 (4) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第4号ハに掲げる用に供する施設	措置法第2条第2項第1号から4号まで	時価からその5割を減額した対価による売払い
2	社会福祉法人が社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの(同法第58条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る)	措置法第3条第1項第4号及び第2項	時価からその4割を減額した対価による売払い
3	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の用に供する施設(児童福祉法第56条の2第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る)	措置法第2条第2項第5号	時価からその5割を減額した対価による売払い
4	更生保護法人が更生保護事業法第49条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第2条第2項第5号	時価からその5割を減額した対価による売払い
5	更生保護法人が更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの(同法第58条の規定により補助を行うことができる場合に限る)	措置法第3条第1項第4号及び第2項	時価からその4割を減額した対価による売払い
6	学校法人が設置する学校施設のうち小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の施設(私立学校法第59条の規定により助成を行うことができる場合に限る)	同上	時価からその4割を減額した対価による売払い
7	学校法人が設置する学校施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの(私立学校法第59条の規定により助成を行うことができる場合に限る)	同上	時価からその2割5分を減額した対価による売払い
8	日本赤十字社がその業務のうち社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設(日本赤十字社法第39条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る)	同上	時価からその4割を減額した対価による売払い
9	日本赤十字社がその業務の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの(日本赤十字社法第39条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る)	同上	時価からその2割5分を減額した対価による売払い
10	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が設置する道路	道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第8項	処分する面積の2分の1について無償貸付け、残りの2分の1について時価売払い
11	令和九年に開催される国際園芸花博覧会の準備又は運営のために使用する施設	令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律	無償貸付け

25 大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて

平成 15 年 7 月 2 日理財第 2579 号
最終改正：令和 3 年 9 月 21 日理財第 3258 号

財務省理財局長から関東財務局長宛

在日米軍から返還された大口返還財産の留保地については、平成 15 年 6 月 24 日の財政制度等審議会答申「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」の趣旨に沿って、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

記

1 基本方針

留保地の今後の取扱いについては、従来の「原則留保、例外公用・公共用利用」の基本的考え方を転換し、原則利用の考え方に基づきその活用を促進するという新しい基本方針の下で、地域の特性や土地利用計画との調和を図りつつ、都市部に残る大規模な国有地の計画的な有効活用を促進するものとする（この基本方針を「原則利用、計画的有効活用」という。）。

2 留保地の活用に向けた具体策

(1) 利用計画の策定の要請

イ 留保地の規模、立地条件、これまでの経緯等を勘案し、関係地方公共団体に対し、合理的な期間（5 年程度）を設定して利用計画の策定を要請するものとする。

（注）「利用計画」とは、道路・上下水道等の都市基盤施設、公園・教育文化施設等の公的施設、住宅施設、業務施設などをどの区画にどのように整備するかを定める基本計画をいう。

ロ 利用計画の策定を円滑に進めるため、関係地方公共団体が関係行政機関の職員、学識経験者、民間有識者等で構成する連絡協議会を設置した場合において、国の参画を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(2) 関係地方公共団体等に対する支援措置

イ 売却条件の緩和

（イ）留保地を売却する場合の売却条件については、昭和 54 年 12 月 24 日付蔵理第 4824 号「返還財産の処分条件について」通達を適用する。

（ロ）留保地を関係地方公共団体に対して時価で売り払う場合には、土地開発公社等を関係地方公共団体に含めることができる。

（注）この規定は、留保地を公園又は緑地に充てる場合に適用する。

ロ 関係地方公共団体による暫定的利用 関係地方公共団体による暫定的利用については、次のとおり取り扱うものとする。

（イ）関係地方公共団体が利用計画を策定した場合には、昭和 48 年 10 月 23 日付蔵理第 4676 号「普通財産の管理を委託する場合の取扱いについて」通達記一 5－(4)に定める管理委託の期間にかかわらず、利用計画に基づく売却等を行うまでの期間の範囲内において適当と認める期間を定め、管理を委託することができる。

また、関係地方公共団体から利用計画に基づく売却等を行うまでの期間の範囲内において、有償貸付けの要望があったときは、平成 13 年 3 月 30 日付理財第 1308 号「普通財産貸付事務処理要領」通達記一第 1 節一第 1－1－(1)の規定を適用せず、有償貸付けを認めることができる。

（ロ）関係地方公共団体における利用計画が未策定の段階においても、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域と民間による活用を推進する区域を画定した場合には、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域について、利用計画の策定期間内において具体的な利用計画が策定されるまでの間、管理委託を行い、又は有償貸付けを認めても差し支えないものとする。その後利用計画が策定された段階で、暫定的利用と利用計画との整合が図られると認められるときは、管理委託又は有償貸付けを更新することができる。

（注）留保地に係る利用計画の策定と暫定的利用の関係は、別添参考の図解を参照。

ハ 都市基盤整備用地の先行的な処分等関係地方公共団体が留保地を道路、上下水道等の都市基盤整備用地に充てる場合には、当該関係地方公共団体の利用計画の策定又は都市計画決定等を条件に先行的な処分を行うことができる。

ニ その他の配慮事項

（イ）関係地方公共団体が留保地を取得し、定期借地方式や PFI (Private Finance Initiative) 方式等による開発事業手法を活用して公共施設を整備する場合には、昭和 41 年 2 月 22 日付蔵理第 339 号「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」通達の別紙の第 4－5 の規定は適用しない。

（ロ）関係地方公共団体が留保地を取得する場合において、用地取得や施設整備の財源上の問題から一括取得が困難なときは、延納の特約や分割取得あるいは一部有償貸付けなどを認め、利用計画の具体化を円滑なものとするよう配慮するものとする。

(3) 民間に対する処分等

イ 一般競争入札の取扱い

一般競争入札により留保地を売却する場合には、平成3年9月30日付蔵理第3603号「一般競争入札等の取扱いについて」通達の取扱いによるが、当該留保地の位置環境、立地条件等から、関係地方公共団体のまちづくり構想や土地利用計画に沿った開発が行われることを確保する必要があるときは、当該関係地方公共団体と協議を行い、土地利用条件を設定した入札あるいは提案方式による入札を実施することができる。

ロ 事業用定期借地権の設定

(イ) 関係地方公共団体が民間事業者の誘致等の利用計画を策定した場合において、当該関係地方公共団体から借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第1項又は第2項に基づく事業用定期借地権を設定することについて要請があったときは、民間の土地需要等その必要性を総合的に判断して、これを設定することができる。

(ロ) 事業用定期借地権を設定する場合には、民間事業者の業種、事業計画、土地の利用形態その他の事情を総合勘案して、適切な存続期間を設定するものとする。

なお、事業用定期借地権を設定する場合の契約の取扱いについては、平成18年6月29日付財理第2640号「物納等不動産に関する事務取扱要領について」通達を準用して処理することができる。

ハ 都市計画等に関する調整

留保地の計画的かつ円滑な有効活用を図るため、関係地方公共団体に対し、必要に応じ市街化調整区域の市街化区域への編入、地区計画等の都市計画決定、あるいは景観まちづくり条例等に基づく重点地区の指定などに機動的に取り組むよう要請するものとする。

(4) 国による暫定的利用の拡大

イ 関係地方公共団体における留保地の利用計画が未策定の場合、あるいはその策定がなされても関係地方公共団体から暫定的利用の要望が出されない場合には、当該留保地の効率的、収益的な管理を図るため、その規模、立地条件あるいは利用計画の策定状況、更にはその利用計画の具体化の時期等を勘案しつつ、地域住民の福祉の向上、利便性の増進等にも配慮し、有償貸付け又は管理委託を活用して、速やかな売却の支障とならない範囲で、暫定的利用に積極的に取り組むものとする。

ロ この暫定的利用に当たっては、広く一般を対象として、効果的な情報提供及び需要の把握に努めるものとする。また、暫定的利用の内容については、臨時的な駐車場や資材置き場等の短期間の有償貸付けに限定せず、速やかな売却の支障とならない範囲で、利用内容の多様化も検討するものとする。

ハ なお、暫定的利用の需要が競合する場合には、公正性、公平性、経済性等に配慮し、競争原理を働かせながら、契約相手方を決定するものとする。

3 留保地以外の未処理の土地の取扱い

個別の処理の大綱答申等において地元地方公共団体等利用として区分された土地（昭和51年6月21日国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」の利用区分でいうA地区）で、現在まで未処理となっているものについても、留保地と同様に取り扱うものとする。

4 本省承認

特別の事情があるため、本通達に定めるところと異なる処理をすることが適当であると認められる場合には、理財局長の承認を得た上、当該処理をすることができるものとする。

26 返還予定財産の処分方針の策定について

平成 21 年 6 月 22 日理財第 2739 号
最終改正：令和 3 年 6 月 11 日理財第 3211 号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

財務省所管普通財産のうち、在日米軍から返還される予定の財産について、速やかに、かつ透明で公正な手続きに則った処分を行うため、その処分方針策定に関し、下記のように取り扱うこととしたので知されたい。

記

第 1 基本方針

在日米軍から返還される予定の国有財産は、国民共通の貴重な財産であるとともに、その規模等を勘案すると、その利活用の方向性が地域の経済や都市環境、生活環境に大きな影響を与えるものであることから、国民全体の利益増進を図るとともに、地元の意向も十分踏まえた有効活用策を策定する必要がある。

また、返還後も長期間有効活用されなかった場合、国民経済上の損失となるばかりでなく、管理費用も要することとなるため、返還後速やかに有効活用を図る必要がある。

このため、日米合同委員会、又は日米安全保障協議委員会によって返還合意がなされた財産について、透明で公正な手続きのもと、地元と十分協議を行い、地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。以下「地方防衛局等」という。）からの財産引継ぎ前に処分方針を決定し、引継ぎと同時に有効活用を図ることを基本とする。

第 2 対象財産

財務省所管普通財産のうち、返還合意により今後返還が予定されている土地で、面積が 10ha 以上のものを対象とする。ただし、次のいずれかに該当する財産を除く。（以下、「返還予定財産」という。）

- (1) 旧軍港市転換法（昭和 25 年法律第 220 号）に基づく処理をするもの
- (2) 返還要求の段階において、返還後の利用計画について既に地方審議会の答申を得ているもの
- (3) 財産の経緯・立地条件等の諸事情を勘案し、本通達と異なる処理をする必要があると財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）が判断するもの

第 3 処分方針の策定手続

1 現況把握

- (1) 処分方針策定に当たっては、財産の現況を把握し、是正すべきものがある場合は是正しつつ、現況を踏まえた方針を策定する必要がある。
このため、財務局長等は返還予定財産の現況把握を行うものとし、地元地方防衛局等に資料提供等を求める。
- (2) 現況把握の過程において、詳細な占有状況調査等を行う必要があると認められた場合には、財務局長等は地元地方防衛局等及び地元地方公共団体とともに現況把握等のための調査会を設けるものとする。
- (3) 調査会では、詳細調査の方法等及び当該調査の結果必要と認められた措置を協議し、適切な役割分担のもと、調査及び措置を実行するものとする。
- (4) 調査会の運営規則等は、調査会において定めるものとする。

2 利用計画の策定

- (1) 財務局長等は、返還予定財産について、取得調整等を通じ、国利用の計画の有無を適切に把握する。
(注) 取得調整等とは、以下のものをいう。
 - ① 平成 16 年 5 月 28 日付理財第 2065 号「合同宿舎の計画的な整備について」通達に基づく 5 ヶ年計画
 - ② 昭和 49 年 6 月 13 日付蔵理第 2394 号「庁舎等及び省庁別宿舎の取得等予定の調整について」通達に基づく庁舎等及び省庁別宿舎の取得等の予定の調整
- (2) 財務局長等は、返還予定財産について、国利用の計画の把握と併せて、地元地方公共団体に利用構想の策定を求めるものとする。
- (3) 財務局長等は、処分方針を検討するため、地元地方公共団体と協議会を設けるものとし、一つの市町村に複数の返還予定財産がある場合は、必要に応じ、全体の処分方針を検討する協議会とともに、その下部組織として、個々の返還予定財産の処分方針を検討する分科会を設けることができるものとする。
なお、現況把握等のための調査会を設けた場合には、当該調査会をもって処分方針を検討する協議会又は分科会に代えることができるものとする。ただし、処分方針の決定は財務局長等及び地元地方公共団体が主体となって行うものとする。
- (4) 財務局長等は、協議会において、当該返還予定財産に関し国利用の計画がある場合はその旨地元地方公共団体に説明し、当該地方公共団体において策定する利用構想に盛り込むよう求めるものとする。
- (5) 財務局長等は、上記 1 の現況把握等及び地元地方公共団体が策定した利用構想を踏まえ、処分方針策定の協議を行うものとし、地元地方公共団体が策定する利用構想が第 3-1-(3) で必要と認められた措置を踏まえたものであるかどうか検討するものとする。

なお、処分方針策定にあたっては、令和元年 9 月 20 日付理財第 3206 号「最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針について」通達（以下、「最適利用通達」という。）記-第 4 に基づき留保財産として選定し、

- 定期借地権による貸付けを行うことも検討することとする。
- (6) 財務局長等は、協議会の設置以前に、地元地方公共団体において、既に当該返還予定財産に関する利用計画が検討され、財務局長等にその概要等が説明されている場合は、当該利用計画が現況把握等を踏まえたものであるかどうか検討のうえ、当該利用計画をもとに処分方針策定の協議を行うものとする。
- (7) 財務局長等は、協議会において協議が整った処分方針が財務局長等に提出された場合は、それを尊重することとする。
- なお、財務局長等は、必要に応じ国有財産地方審議会で利用計画大綱を審議する。
その際、協議会での協議状況等を報告する。
- (8) 財務局長等は、当該財産の返還予定時期が確定した場合、速やかに当該地方公共団体に処分方針に基づく利用計画の提出を求めるものとする。財務局長等は、速やかに、国有財産地方審議会への諮問等必要な手続きを行い、利用計画を決定するものとする。

3 報告

財務局長等は、返還予定財産の現況、現況把握のための調査会及び処分方針を検討する協議会の運営状況、処分方針等の策定状況について、毎年度3月31日現在の状況を別紙様式により作成し、翌年度の5月31日までに理財局長に提出するものとする。

第4 処分等

財務局長等は、地方防衛局等から財産引継ぎ後、直ちに処分等を行うものとする。ただし、諸事情により処分までに時間を要する場合は、最適利用通達記-第6-4に定める個別活用財産として、処分に支障の出ない範囲で、管理委託又は一時貸付け等の暫定的利用ができるものとする。

なお、個別活用財産とした返還財産を貸付けする場合には、建物の所有以外の目的で土地を貸付ける場合で、貸付期間について3年を超える必要があると財務局長等が判断した場合は、30年以内の貸付期間を設定できることに留意する。

第5 その他

1. 面積が10ha未満の返還予定財産についても、本通達を準用して処理することを妨げない。
2. 本通達により処理することが適当でないと認められる場合には、理財局長の承認を得て処理することができるものとする。

第6 書面などの作成・提出等の方法

1. 電子ファイルによる作成本通達に基づき、作成を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成を行うことができる。
2. 電子メール等による提出等
 - (1) 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。
 - (2) 上記(1)の方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする

27 基地関係連絡協議会等一覧表

団体名	施行日	組 織	目 的
全国基地協議会	S30.11.16	駐留軍及び自衛隊が所在する全国地方団体をもって組織 232 都市町村	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する調査研究並びにその具体的解決策を強力に推進すること。
防衛施設周辺整備 全国協議会	S41.7.1	防衛施設の所在及びその周辺の地方公共団体をもって組織 242 市町村	自衛隊等の行為によって生ずる損失の補償、障害の防止及び防衛施設周辺の整備を促進することにより、関係住民の生活安定及び福祉の向上を図ること。
神奈川県基地関係 各市連絡協議会	S39.5.21	神奈川県及び基地に関係ある神奈川県内各市 (神奈川県、横浜市、藤沢市、逗子市、相模原市、大和市、海老名市、綾瀬市、座間市)	基地問題について県・関係市が密接な連絡を保ち、相互に協力し、その解決を図ること。
厚木基地騒音対策 協議会	S63.8.16	神奈川県知事 神奈川県議会議長及び神奈川県議会議員（若干名） 横浜市、藤沢市、相模原市、大和市、海老名市、茅ヶ崎市、町田市、座間市及び綾瀬市の市長並びに市議会議長	厚木基地における夜間連続離着陸訓練等による航空機騒音問題に関し、県内の行政及び議会関係者が相互の連絡、協調を密にして、騒音問題の解消に向けて実行ある運動を進めること。
県央地区渉外連絡 委員会	S28.4.30	神奈川県、神奈川県警察本部、相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、在日米陸軍司令部、在日米陸軍基地管理本部、米海軍厚木航空施設司令部（オブザーバー：南関東防衛局）	県央地区の市民と同市に所在する米合衆国軍隊の構成員、軍属及びその家族との良好な関係の形成のため、神奈川県及び県央地区の各市が、協議機関として連絡委員会を設置する。
厚木基地関係市連 絡会議	S49.10.1	厚木基地に関係ある市 横浜市、藤沢市、相模原市、大和市、海老名市、綾瀬市、町田市、茅ヶ崎市、座間市	厚木基地に関係ある諸問題について密接な連絡を保ち、相互に協力しその対策を協議し渉外行政の円滑な運営を図ること。
航空事故等連絡協 議会	S62.1.20	関係自治体の行政、消防、警察、防衛、海上保安庁の関係機関 21 団体	神奈川県下における米軍又は自衛隊による航空機事故その他不測の事故及び事故に伴う災害が発生した場合に備え、関係機関相互の迅速な連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議すること。